

第六十一回国会 衆議院 地方行政委員會議録 第十三号

昭和四十四年三月十八日(火曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 鹿野 彦吉君

理事 大石 八治君

理事 古屋 亨君

理事 保岡 武久君

理事 山本弥之助君

理事 青木 正久君

理事 桂木 鉄夫君

理事 吉川 久衛君

理事 井岡 大治君

理事 河上 民雄君

理事 門司 亮君

理事 林 百郎君

出席政府委員

自治政務次官 砂田 重民君

自治省税務局長 松島 五郎君

消防庁長官 佐久間 彊君

委員外の出席者

大蔵省銀行局保

險部保険第二課 松永 正直君

通商産業省企業 島田 春樹君

局企業第二課長

運輸大臣官房観 蜂須賀国雄君

光部長

自治省税務局府 森岡 敏君

県税課長

専門員 越村安太郎君

三月十八日

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

同月十四日

地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

第一類第二号 地方行政委員会議録第十三号

同(角屋堅次郎君紹介)(第二〇四一四号)

同(金丸徳重君紹介)(第二〇四二二号)

同(神近市子君紹介)(第二〇四三三号)

同(久保三郎君紹介)(第二〇四四四号)

同(久保田鶴松君紹介)(第二〇四五五号)

同(後藤俊男君紹介)(第二〇四六六号)

同(戸叶里子君紹介)(第二〇四七七号)

同(堂森芳夫君紹介)(第二〇四八八号)

同(中井徳次郎君紹介)(第二〇四九九号)

同(中澤茂一君紹介)(第二〇五〇〇号)

同(成田知巳君紹介)(第二〇五一〇号)

同(華山親義君紹介)(第二〇五二〇号)

同(広沢賢一君紹介)(第二〇五三〇号)

同(穂積七郎君紹介)(第二〇五四〇号)

同(帆足計君紹介)(第二〇五五〇号)

同(松前重義君紹介)(第二〇五六〇号)

同(松本七郎君紹介)(第二〇五七〇号)

同(山本政弘君紹介)(第二〇五八〇号)

同(山本政弘君紹介)(第二〇五九〇号)

同(安宅常彦君紹介)(第二〇六〇〇号)

同(阿部昭吾君紹介)(第二〇六一七号)

同(阿部助哉君紹介)(第二〇一八八号)

同(赤路友藏君紹介)(第二〇一九九号)

同(淡谷悠蔵君紹介)(第二〇二〇〇号)

同(井岡大治君紹介)(第二〇二二一〇号)

同(井手以誠君紹介)(第二〇二二二〇号)

同(猪俣浩三君紹介)(第二〇二二三〇号)

同(石田有全君紹介)(第二〇二二四〇号)

同(石野久男君紹介)(第二〇二二五〇号)

同(石橋政嗣君紹介)(第二〇二二六〇号)

同(板川正吾君紹介)(第二〇二二七〇号)

同(稻村隆一君紹介)(第二〇二二八〇号)

同(小川三男君紹介)(第二〇二二九〇号)

同(加藤勘十君紹介)(第二〇二三〇号)

同(加藤清二君紹介)(第二〇三三一〇号)

同(川村義義君紹介)(第二〇三三二〇号)

同(河上民雄君紹介)(第二〇三三三〇号)

同(河野正君紹介)(第二〇三三四〇号)

同(木原実君紹介)(第二〇三三五〇号)

同(栗林三郎君紹介)(第二〇三三六〇号)

同(黒田寿男君紹介)(第二〇三三七〇号)

同(小松幹君紹介)(第二〇三三八〇号)

同(小林信一君紹介)(第二〇三三九〇号)

同(兒玉末男君紹介)(第二〇三四〇〇号)

同(島本虎三君紹介)(第二〇三四一〇号)

同(戸叶里子君紹介)(第二〇三四二〇号)

同(一件(堂森芳夫君紹介)(第二〇三四三〇号)

同(一件(中井徳次郎君紹介)(第二〇三四四〇号)

同(一件(中澤茂一君紹介)(第二〇三四五〇号)

同(一件(成田知巳君紹介)(第二〇三四六〇号)

同(華山親義君紹介)(第二〇三四七〇号)

同(広沢賢一君紹介)(第二〇三四八〇号)

同(一件(帆足計君紹介)(第二〇三四九〇号)

同(一件(穂積七郎君紹介)(第二〇三五一〇号)

同(一件(松前重義君紹介)(第二〇三五一〇号)

同(一件(松本七郎君紹介)(第二〇三五一〇号)

同(山本政弘君紹介)(第二〇三五一〇号)

同(一件(山本弥之助君紹介)(第二〇三五一〇号)

同(大出俊君紹介)(第二〇三五一〇号)

同(大柴滋夫君紹介)(第二〇三五一〇号)

同(大原亨君紹介)(第二〇三五一〇号)

同(岡田春夫君紹介)(第二〇三五一〇号)

同(岡本隆一君紹介)(第二〇三五一〇号)

同(川崎寛治君紹介)(第二〇三五一〇号)

同(河野密君紹介)(第二〇三五一〇号)

同(佐々木三三君紹介)(第二〇三五一〇号)

同(佐藤觀次郎君紹介)(第二〇三五一〇号)

同(佐野憲治君紹介)(第二〇三五一〇号)

同(阪上安太郎君紹介)(第二〇三五一〇号)

同(實川清之君紹介)(第二〇三五三〇号)

同(島上善五郎君紹介)(第二〇三五四〇号)

同(一件(戸叶里子君紹介)(第二〇三五五〇号)

同(華山親義君紹介)(第二〇三五六〇号)

同(帆足計君紹介)(第二〇三五七〇号)

同(八百板正君紹介)(第二〇三五八〇号)

同(八百板正君紹介)(第二〇三五八〇号)

同(八百板正君紹介)(第二〇三五八〇号)

同(堀昌雄君紹介)(第二〇三五一五〇号)

同(天野光晴君紹介)(第二〇三三九〇号)

同(大平正芳君紹介)(第二〇三三九〇号)

同(鹿野彦吉君紹介)(第二〇三三九〇号)

同(河上民雄君紹介)(第二〇三三九〇号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)

○鹿野委員長 これより會議を開きます。

内閣提出にかかる地方税法等の一部を改正する法律案を議題といたし、質疑を行ないます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。河上民雄君。

○河上委員 地方税に関する質問につきまして、すでに同僚委員よりいろいろ御質問がございましたが、私からも若干の点について質問いたしたいと考えます。

まず初めに伺いたいのは、住民税の課税最低限の引き上げについてであります。

御承知のとおり四十四年度は前年度に比して約十万円ほど引き上げられました、本委員会における昨年のわれわれの討議の意思が多分に生かされておりますことはけっこうだと思っておりますけれども、所得税の課税最低限も約十万円ほど引き上げ

られまして、所得税の課税最低限と住民税の課税最低限との差は依然としてかなりにのぼっております。これは御承知のとおりであります。ただ注意いたしますと、ここ数年、その差が次第に縮まってまいりましたにもかかわらず、ことしといひますか、四十四年度は逆にその差が広がってきておるのであります。すなわち昭和四十二年度におきまして二十七万八千何がしでございまして、昭和四十三年度におきましては二十七万六千何がしとなっておりまして、昭和四十四年度では二十八万六千七百四十七円と逆に差が広がっておりますのであります。そこで自治省にお尋ねしたいのでございますけれども、一体自治省では、この所得税の課税最低限と住民税の課税最低限との差というのについてどのようなお考えをお持ちになれるのか。この差は縮めるといふ、そういうお考えでございますか、論理というものは、一体ことしはどいへいってしまつたのか、そういう点についてわれわれは非常に大きな疑問を覚えるのでございまして、自治省のお考えを伺いたいと思ひます。

○松島政府委員 住民税の課税最低限と所得税の課税最低限との関係につきましては、しばしば申し上げておりますように、所得再分配という機能を強く持つております所得税と、おおよそ住民が地域社会の費用をお互いに分担し合うという性格を持つております住民税との間には、おのずから相違があるというふうに考えるのでございまして、このことにつきましては、これまでしばしば申し上げておきますように、政府の税制調査会の答申にも示されておるところでございます。ただその場合に、一体所得税の課税最低限と住民税の課税最低限はどれだけ差があつていいのかという問題でございまして、これにつきましても、絶対的にこれだけでなければならぬといういふわけは数字的な方式によつて答えの出る問題ではないと考へております。私どももいたしましては、税制調査会の答申にも示されておきますように、地方財政の状況あるいは国民全体の中におきまして住民税の納税義務者数の推移あるいは所得税の課税最

低限の引き上げの状況というようなものを総合的に勘案しながら、住民税の課税最低限の引き上げを考慮していくべきものというふうに考へておるのでございまして。

なお所得税と住民税との課税最低限の差が絶対額において若干ずつ開いてきておるのではないかと云う御指摘がございましたが、金額では御指摘のような点もございしますが、相対的比率においてはむしろ漸次近づきつつあるというのが現状でございまして、私どももいたしましては、いま申し上げましたような基本的な住民税の課税最低限と所得税の課税最低限のあり方というようなものは念頭に置きながら、できるだけ地域住民の負担の軽減という問題には今後とも取り組んでいかなければならない、かように考へておる次第でござい

○河上委員 それでは自治省では、この二つの間には差があつて当然だといふふうにお考えになつておられるわけですか。

○松島政府委員 少なくとも現段階におきまして、所得税の性格なり住民税の性格を変えない限りは、現状がそのまゝ是認されるというわけではございませぬけれども、ある程度の差があるということは考へられていいことだといふふうにお考え

○河上委員 それでは、現状においてはやむを得ないといひましたが、この差を縮めていくといふ、できるならばゼロの方向へ持つていきたいというお考えについてはどうでございませうか。

○松島政府委員 いま申し上げましたように住民税というものをどう考へるかという問題にも帰着するわけではございまして、私どももいたしましては、住民税はやはり地域社会の費用をみんな分担し合うんだ、もちろんそこには負担能力というものも考へていかなければならぬから、そういう配慮は必要ではございませぬけれども、できるだけたくさんの人たちが負担していくのだという考へ方に立つ限りは、絶対に一致させなければならぬといふ方向にいかなければならぬといふ

考へておりませぬ。ただ現状の三十万ばかりの差がそのまゝいかどうかということにつきましては、なお検討の余地があり、今日の国民負担の状況からいへば、やはりもう少し近づけていくという方向をとるべきものではなからうかというふうにお考へております。

○河上委員 そこで政務次官にお尋ねいたしますけれども、いま局長からのお話でも、税の性格上、差はあつてもやむを得ない、しかしこれを払うほうは同じいから払うわけですから、その住民負担を軽減するという方向において努力したいというふうなお話でございましたけれども、所得税においては課税最低限の引き上げについてある程度の目標といたしまして、年次計画というやうなものが示されておるわけではございませぬけれども、住民税においては何らかのやうな一つ

○砂田政府委員 住民税の課税最低限と所得税の課税最低限の今日の三十万の差というものは、いろいろ問題があると思ふのです。ただ住民税の課税最低限のこれからの長期的な目標というものはたいへん立てにくい、むずかしい問題がたぐさ

はたいへん立てにくい、むずかしい問題がたぐさん複雑に介在してございまして、いま河上先生、払うほうは同じいから払うのだとおっしゃつたのですが、私も同様に考へますが、やはり国税、地方税合せての国民の負担という角度から見なければならぬし、地方公共団体の行政水準、地方財政という角度からも考へてみなければならぬし、国民所得のこれからの伸びの推移もまた関係深いところでございまして、そういういろいろな角度から検討してまいらなければならぬし、住民税の課税最低限の長期的な目標を示せといふお説にはたいへん答えにくいところでござい

税最低限の引き上げというものも、ここ一、二年と申しますか、短期的に考へれば、いま以上の格差ができるということだけは何としても防いでいかなければならぬ。長期的な展望に立つていへば、所得税の課税最低限にできるだけ近づける努力をしていかなければいけない、このように考へております。

○河上委員 いまのようなお話ではございませぬけれども、それではなかなか追いつかないのではな

○砂田政府委員 おっしゃるやうに、その方向で積極的に努力をしてまいります。

○河上委員 この問題はここ数年、当委員会における共通な課題でございまして、絶対量において引き上げると同時に、さらにもう一つ加えてそのギャップを縮めるといふ方向をここに再び確認していただきたい、こう思ふのであります。この問題につきましましてはまたいづれあらためてもう一度お尋ねしたいと思ひます。

このたび自治省の税務局からいただきました「地方税に関する参考統計数資料」というのがござい

ら、電気ガス税につきまして、生計費の中に食入って税金がかけられているという一つの側面が明らかになったのでありますけれども、この個人事業税においてもその事実をきわめて顯著であるように思うのであります。こういう所得税失格者にまでかけられておる個人事業税の現状というものが、自給省は一体どんなふうにお考えになっておられるのか、今後こういう事態をなくしていく、あるいは軽減していくという方策の御用意があるかどうか、この際ここに明らかにしていただきたいと思ふのです。

○松島政府委員 個人事業税につきまして、いわゆる所得税の控除失格者にまで課税をしているという問題は、おかしいのではないかとお尋ね、あるいはそれを解消する気持があるかどうかというお尋ねでございますが、御承知のとおり、所得税と事業税とは課税のしかたに相違がございます。所得税は、基礎控除のほかに扶養控除、配偶者控除というような制度もございまして、したがって、同じ百万円の所得でも、控除されまして、あとの金額というものを事業税と比較いたしますと異なる場合があります。これは御指摘のとおりでございます。逆に、極端な例で、そういう例はないではないかというお尋ねは、お尋ねがあるかも知れませんが、たとえば一人で事業をやっておられます方の場合をとりましますと、所得税の基礎控除よりはいわゆる事業税におきまして事業主控除のほうが高いわけでございまして、事業税はかかるが所得税はかからないという人も、実際にどれほどあるかは別といたしまして、考え方としてはあり得るわけでございまして、このように課税のしかたの仕組みそのものに違いがございますために、控除失格者に対しても課税をされるということになるわけでございます。ただ、私どももいたしましては、何と申しまして、所得税のからしないような方は零細所得者でございますので、そういう面の負担をできるだけ軽減をしていかなければならないというふうに考えております。そういう点から、今回提案を申し上げてお

ます専従者控除の完全給与制ないしは白色申告者の専従者控除額の引き上げというようにすることによりまして、少なくとも、その面からくる所得税と事業税の相違点は解消されるというふうに考えております。

なお、その他の面におきましては、従来は事業主控除の引き上げ等をやってきたわけでございしますが、今回は専従者控除の引き上げにしようとした関係で、事業主控除の引き上げはいたしませんでしたが、今後の問題といたしましては、やはり事業主控除の引き上げ等を通じて、いま御指摘のような小額所得者の税負担の軽減ということにできるだけの努力を払っていききたいというふうに考えております。

○河上委員 いま局長は、論理的に所得税を払っているけれども個人事業税はかからないというのもあり得る、実際にはあり得ないけれども、というふうなお話でしたけれども、では、所得税失格者でしかも個人事業税を払っているような人々といふのは大体四十万くらいのおるのでしょうか。

○松島政府委員 今度専従者控除の引き上げというふうなことをいたしました結果、四十四年度の見込みでは、所得税控除失格者で事業税を課せられるであろうという納税義務者の見込みは三十五万を下回るものというふうに考えております。

○河上委員 その場合、どのくらいの収入の人で、そしてそれに該当する職種といひますか、非常に常識的にわれわれの頭に浮かぶような職種を、例をあげて御説明いただければ幸いですと思ひます。

○松島政府委員 職種別には実は統計をとっておりませんので、ちょっと申し上げかねますが、所得段階別に申しますと、大体課税所得が四十万円程度以下の方が大部分であるというふうに考えております。

○河上委員 職種のほうは何かわかりませんか、大体こういうようなものが該当するのじゃないかというふうなことは。

○森岡説明員 先ほど局長からも申し上げました

ように、事業の種類別の納税義務者数をさらに失格者と有資格者とに分けてデータをとっておりませんので、ちょっとわかりかねるのでございしますが、やはり物品販売業などが個人事業税の納税義務者の大半を占めておりますので、そういう職種の方が多いというふうに、これは推測でございすけれども、そういうふうに思ひます。

○河上委員 先ほど、所得税課税額四十万くらいというふうなお話でございましたが、その辺の方々に個人事業税というものは本来やめるのが筋じゃないかと思ひます。直ちにやめられないといひたしまして、いろいろ控除の引き上げによって漸次そういう事業税をかけることをやめる方向に進むべきではないかと思ひます。ところが、先ほど局長は、これは事業主控除をやらなかったけれども、今後はそちらのほうに力点を置いてやりたいというお話でございましたが、その点についてもう一度御確認願ひますか。

○松島政府委員 どうも事務屋といたしまして、来年は必ずこうやるとかいうようなことをいまの段階で申し上げることは非常にむづかしいこととございしますが、いままで事業税につきまして主たる問題は二つあったと思ひます。その根本は、先生御指摘になりました小所得者に対する軽減ないしは課税しないような方向に持っていくということとございしますが、その方法として、現在の税法に即していわれております問題が二つございします。その一つは、先ほど申し上げましたような専従者控除の問題を解決すべきだということとございします。もう一つは、事業主控除の引き上げをすることによってそういう方向に進むべきだ、この二つがあったと思ひます。本年度は前者の問題については一応の解決をはかることといたしましたので、今後の重点は、やはり事業主控除の引き上げということに帰着していくのではないかと、こういう考えを持っておりますので、私どもとしては、そういう方向で努力をいたしたい、こういうこととございします。

○河上委員 いま局長は、事務屋としてはという

ようなお話がありましたが、それでは事務屋としての局長にお尋ねしたいのですけれども、かりに先ほどお話をいたしました額まで、つまりそういう所得税失格者に個人事業税をかけないで済むように事業主控除を引き上げていくための技術的なめどといひますか、技術的にどの程度まで引き上げればよいというのをかりに考えた場合に、どういう形が考えられるか。事業主控除の引き上げについて、かりに試算すればどうなるかということをおこで御答へ願ひたいのであります。

○松島政府委員 たいへんむづかしいお尋ねでございます。私どももいたしましては、一応所得段階別に事業税がかかっております方の統計をとっております。したがって、たとえば事業主控除を二万円上げれば納税義務者がどの程度減少し、税額がどの程度減るか、あるいは五万円上げればどの程度減るかということは、一応試算はできますけれども、これはただだけやるかということをやらずどういうふうにきめていくかという問題でございまして、何と申しますか、ただ計算だけはいくらなりというのを申し上げまして、それだけでは何もかも進むわけではございせんので、一応のそういう資料はとつてまいり、検討はいたしておりますけれども、要はそれをどういうふうに実現していくかということにかかっておるのではないかと、このように考えております。

○河上委員 それでは、そういう資料はやはり、要するに事務屋と言われたその立場において、われわれの討議資料として出していただきたいと思ひます。

そこで、政務次官にこにられるわけでございしますが、いま局長が事務当局の立場において事業主控除の引き上げの重要性を強調されたわけでございしますが、自治省の責任者として、この点についての御確認をいただきたいと思ひますのであります。

○砂田政府委員 事業主控除につきましては、税法の専門家の間でこういう議論があるところでござ

います。事業主控除の制度というものは、当初控除としてスタートしたのではなくて免税点としてスタートした、事業の免税点であって事業主の勤労所得控除的なものではない性格を持ったものである、したがって、専従者控除という経費的なものと全く性格が違うので、この両者を比較してバランス論をすることは間違っているのだ、そういう意見がございします。しかし現実問題といたしましては、ただいま御審議をいただいておりますこの改正案の中で、専従者の完全給与制を実施することになったとして、やはり働いておられる家族専従者の完全給与を認めて事業主の控除が二十七万円だというのは、現実問題として納税者の感情に全くそぐわないことになってくると思うのです。したがって、当然明年度は、この事業主控除についてはやはり専従者控除とのバランスも考えた方向を少なくとも四十五年からは考え出さなければいけないんじゃないか。この一年、ひとつこの点を検討をさせていただきたい、四十五年からは前向きに事業主控除を考えていきたい、こう考えております。

○河上委員 いま、前向きに検討されるというようなお話でございましたが、すでに事務当局の段階におきましても、事業主控除の引き上げは絶対必要である、こう言っておられるわけでございますので、それを受けて、さらに百尺竿頭一歩を進める気持ちでこれは踏み切っていただかないと、どうも所得税失格者にもなおかつ個人事業税がかなり重くなる、こういう事態がなくなるというのではないか。われわれとしては、生計費に税をかけるということは基本的にあまりであるという立場に立って、あらゆる側面から事態の解決を目ざして努力しているわけでございますけれども、ひとつこの点につきましては、単に前向きということではなく、必ず来年度においてはこういう不合理な事態をなくすためにぜひとも実行に移していただきたい、こういうふうに希望したいのであります。

○砂田政府委員 河上先生、事務当局はそういうつもりでいるからそれを受けてとおっしゃいましたが、事務当局がそういう考えで、それを私が受けるのではなくて、大臣と私から事務当局に命じて来年度やらせる方向で考えておるのでございします。

先ほども申し上げましたように、専従者控除と事業主控除のアンバランスというものは納税者の側からは理解しがたいことでございしますから、いかに先ほど申し上げました。そういう意味合いかから、河上先生の御意向に従って四十五年度は変わっていくものと期待をしていただいております。どうかと存じます。

○河上委員 いまちょっと私のことが足らなかったかと思うのでございしますが、事務当局からそう考えておる、こういう意味でございします。ましてや、いわんや政務次官においておやでございします。

料理飲食税につきましては、すでに同僚議員から再三触れて、不合理な点が指摘されておるのでございします。あえて深く私からことばを加える必要はないと思っております。大臣の提案理由の説明の中に、料理飲食税に關しまして、事務の「簡素合理化」ということばが使われ、また「課税の適正化」ということばが使われておるのであります。この課税の適正化というのは、一体どういうことを頭に置いて料理飲食税の改正の基準とされたのか、課税の適正化ということばの意味について、自治省では一体どんなことを意味しておられるのか、これを伺いたいと思っております。

○松島政府委員 料理飲食等消費税につきましては、今回免税点の引き上げ並びに税率の一本化及び法人等の支払います支出金額についての質問検査権の拡充というようなことを改正をいたしておるわけでございますが、免税点の引き上げということも、一面においては、納税者の関係においてではございしますけれども、零細な負担をあえて追わないという意図も含まれておると思っております。また税率の一本化の問題につきましては、

いろいろ議論のあるところではございしますけれども、現在の税法のたてまえでは、一人一回の消費金額が三千円をこえるか、あるいは三千円以下であるというように税率の区分をいたしております。しかし一人一回という限定がついておりますが、実際問題として徴収当局が申告を受けて税の調査をいたします段階において、個々の行為をされた方が一人であったのか、一回であったのかというところを確認するということはほとんど不可能のような状態でございします。この問題につきましては、もっぱら納税者と関係業者のいわば良識に期待するというような形で運営が行なわれざるを得ない姿になっているのは御承知のとおりでございます。そういうことから、実際問題といたしまして、三千円以上であっても領収証に二人と書けば、それは三千円以下になってしまう、あるいは領収証を二枚にして二回とすれば三千円以下になってしまうというふうなことも相当行なわれておるというところを聞いておるわけでございます。またそういうことが障害になって、公給領収証そのものの交付も適正に行なわれていないという事態もあるでございします。こういったことから、特別徴収義務者と徴収当局との間におけるいろいろ更正とか決定とかいうトラブルもかなり多いわけでございます。そういう点は結局できるだけ簡素な形にするほうが、売り上げ金額というものはいろいろな形でもって推定できますので、そういうことによって押えて、それはもう売り上げ金額の内容が三千円以下のものが幾らあったとか三千円以上のものが幾らあったとかいうことを問わずとも、一〇%なら一〇%ということになればその税額がおのずから出る、こういうような形にしたほうがかえって徴税事務が円滑にいき、また納税者側のほうも理解がしやすいものになるのではないかと、かような考え方を持っているわけでございます。

また、これと関連いたしますけれども、現在の地方税法では、納税義務者は飲食等をいたした行為者ということになっておりますので、会社の用事でお客さまを接待した場合に、実際の経費を支出する者は会社でございしますけれども、現在の税法のたてまえでは、納税者は当事者である会社の職員であるというふうなことになるか、会社に對してその質問検査権を行使できるかどうかという点に、非常に疑問があったわけでございます。そこで、今回そういう点を明確にしまして、支払い者側である会社側に対しても質問検査権を行使することができるよう、具体的に申ししますと、会社の帳簿等によって、どれだけ支出したかというところを調べることでございします。こういう方法を調べることで、いわば特別徴収義務者側に対する調査の徹底と、それから行為をした側、あるいは支払いをした者の調査をあわせて行なうことによって徴税の徹底を期していきたい、かような考えをもつて改正案を提案をしております。

○河上委員 いまいろいろ御説明がございましたけれども、常識的に見まして、課税の適正化という場合、当然公平であるかどうか、あるいはほかとのバランスがとれているかどうか、それから実情に即しているかどうか、あるいは課税に合理的な根拠があるかどうか、そういうようなことを勘案して適切な処置をとらうというものが、本来の課税の適正化の意味ではないかと思うのです。庶民の感情から見ますならば、料理飲食税というのは、本来ぜいたくをする者にかけられるべきものではないか、こんなふうに考えられておったところではないかと。そして、事実、今日の料理飲食税の前身は遊興飲食税と言われていたわけですが、当時、非常に物資の欠乏していた時代におけるぜいたくな行為に對してかけられるものであるというものであったと思っております。そういう点から見ますと、現在残念ながら、料理飲食税は大量課税の様相を帯びてきているのでありますけれども、三千円を境にいたしまして、それ以上は一五%、それ以下は一〇%という、そういう税率の違いを残していること自体、税の前身といえますか、出発点の精神の片りんが残っているん

だと思ひます。ところが、今回税率を一本化する
という事は、大衆課税の様相をますます強くす
る。そういう意味で、非常に技術的な必要から、
こうしたように税率一本化をはかったように見え
ますけれども、質的な意味で、大衆に対する一そ
うの重税という性格を持っているように思えてな
らないのであります。もし簡素合理化ということ
を言われるとするならば、これは一五%を一〇%
に税率を一本化するのではなくて、むしろ一五%
以上を残して、一〇%以下を廃止するほうが筋で
はなかったのか、私はこういうふうに思わざるを
得ないのであります。一五という数字が徴収上繁
雑であるという理由は一体どこにあるのだろうか
か。固定資産税などは百分の一・四という非常に
はんばな数字であるわけでは、もちろんその課
税の対象の性質が違いますから、これを同一のレ
ベルで論ずるのは好ましくない、適当でないかも
しれません。でも、簡素合理化というものは、全
く単なる理由にすぎないのじゃないか、こういう
ふうに私は思わざるを得ないのであります。政務
次官、この三千円を境として、一五%と一〇%と
いうこの二つの税率を一本化したことにつきまし
て、今回の措置が適当であったかどうか。課税の
道徳といふか、政治道徳的な観点から見て適
当であったかどうか、この点についていかがお考
えでしょうか。

○砂田政府委員 税率の一本化につきましては、
私は、適当な措置であつたと思ひます。先ほど河
上先生おっしゃいましたように、公平という面か
ら、あるいはバランスという面から、こういう点
から考えてみましても、いままでの三千円以上の
一五%、三千円以下の一〇%という二本立ての税
率があつたことは、河上先生御承知のとおり、非
常に公平を欠くといふか、あるいは端的にい
えば、業者の側でまかしの多かつたといふ事
か、公給領収証の扱い等の現状の姿も河上先生御
承知のとおりでございます。こういう公平で
ない、バランスのとれていない、こういう現実の
状態から考えまして、税率を一本化することに

よつて適正な徴税ができる、こういう結果が必ず
もたらされるもの、今回あわせ行ないます八百円
の最低限の免税点の引き上げ、こういう実質的な
結果は、大衆負担を軽減するといふ結果で必ずあ
らわれるもの、こういうふうに私は考えておりま
す。

○河上委員 まあしかし、今回の税率一本化とい
うものに政府自身としてもうしろめたいものがある
という事は、佐藤総理が特に免税点の引き上
げを追加して指示したというところにもあらわれ
ておると思ひます。私は、やはり税率の
一本化ということとは、簡素合理化という名におい
てぜいたく消費に対する課税という一面をむしろ
捨てて、大衆課税という側面を強化したものであ
るといふふうに、強く指摘せざるを得ないのであ
ります。先ほどから公平という事を言われてお
りますけれども、公平ということとは、本来収入の
ある者はそれだけ負担を多くし、収入の少ない
者はそうした負担から解放せられるという形が一
番公平であると言ひべきであらうと思ひます。政
務次官、もちろんそう言ひますと、必ず事務当局
は、地方税といふのは応益原則に立つておる、所
得税のような所得再分配の意味を持たぬのだとい
われるかもしれませんけれども、やはり税といふ
ものは本質的にそういう面がなければいけないの
じゃないか、こういうふうに思ひます。でも、
もしそうでなければ、この免税点を引き上げたとい
うことの意味もなわけでありまふ。そういう
点から見まして、これは非常に区々たる改正のよ
うに見えて、実は非常に重大な問題であるとい
うに私はここであらためて強く指摘したいので
あります。先ほどから、公平を欠くという面で、
税率が二本立てであることは税を十分に捕捉でき
ないから、そのために公平を欠くようになるとい
うような御説明でありましたけれども、それで
は料理飲食税に關する税の捕捉率といふ事か、
それは一体現状はどうなつておるのでしょうか。

ざいまして、よく、たとえば所得税などにつきま
しても、クロヨンなどといわれるが、一体捕捉率
はどうなつておるのだといふお尋ねがございま
す。捕捉率が何%であるといふことが最初からわ
かつてゐるものでございませう。そのうち課
税さるべき額といふのがございませう。そのうちの
何%を押えているといふことになるわけではござ
いませう。で、本来課税漏れといふものはないはず
でございます。問題は、その捕捉率といふものが把
握し得ないところにある問題があるのではない
かといふふうに考えられるわけではございまして、
この点は私もできるだけの努力を徴税当局に
対しても促しておるわけではございませう。でも、
現段階で捕捉率が何%かといふ正確な答えをい
たすことができないことはまことに申しわけござ
いませう。

○河上委員 いまの局長の御答弁は非常に重大な
ことで、税がどの程度適正に取られているかどうか
わからぬといふ告白だと思ひます。では、逆にな
らば、税をまじめに払うやつはばかを見るわけであ
りまふ。先ほどから公平を欠くとか何とか言わ
れましたけれども、そうなりますと、これは本質
的に悪税であるといふことになります。いまのよ
うな御答弁では、それでは今度は一五%を一〇%
にしたら、つまり税率を一本化したら捕捉率はど
のくらいになるというふうにお考えなんです。

た上昇させていかなければならぬといふふうにお
尋ねしております。ただ、同じ百万円の中で一五%が
幾らであり、一〇%が幾らであつたかといふ問題
は、これ自体がいまのところ、先ほど申しました
ように、なかなか判別しにくい問題でございませ
う。これは一〇%に統一すればそういう問題は
ないので、これは一〇%に統一すればそういう問題
はなくなるわけではございませうけれども、そうい
うことと関連をいたしまして、何度も申し上げま
すように、今度は売り上げをきちんと押えるとい
ふ問題と、その売り上げを押し上げるについては、間接
的な資料として消費者側の調査も強化できるよ
うな道を開くといふことによつて、私は従来にも増
して、従来にも増してといふことは当然でありま
すけれども、捕捉率を強化して、向上させてい
かなければならぬ、かように考えております。

○河上委員 どうもいまのお話ですと、全く適
当に税を課して、適当に取つてゐるような感じがし
てくるのでございまして、いまのような御答弁を
一般国民が聞いたら納税意欲といふものは全く阻
喪してしまふといふことは明らかだと思ひます。で
あります。いまのお話ですと、一〇%がどのくら
い入つて、一五%がどのくらい入つたかといふや
うなことも全然わからぬし、全体としてどのくら
い入つてゐるかもわからないといふやうなことでござ
いまして、そういうことを基礎にして、今度はさ
らに高級飲食のほうに減税にして、三千円以下の
ほうはそのままに減税といふやうなことで、どう
考へてもこれは不公平といふほかないと思ひます。
あります。いまのようなあいまいなことで課税を
するといふことは、これは税金のたてまえ上非常
に大きな問題だと思ひますが、一体政務次官ど
うお考えになりますか。

○砂田政府委員 御承知のように、税金は従来非
常に捕捉しがたいと申しますか、河上先生のおこ
とばをおかりすれば、少々だらしのない税金だつ
たことは私も認めます。それを一〇%に一本化す
ることによつて正しい納税をしていただけるよう
な措置が講ぜられる。そういう意味合いから、私
はこの一本化といふものは適切な措置である。

よって起こってまいります結果について、どうも私どもと河上先生との見通しが違ふように思うのでございますが、私自身といたしましては、先生がおっしゃるような、これを一本化する事によつて悪い影響が出てくるというふうには実は考えません。

なお、大衆課税の点につきましては、先般もお答えいたしましたように、免税点の引き上げというものは、この料飲税の免税点というもののスタートが、屋敷し程度のものには課税などをすべきではないのかというところでスタートしたわけでございます。しかし、そういう性格の免税点ではありますけれども、長い間これをやっております間に、納税者の側のこの免税点というものの性格の考え方だんだん変わつてまいつております。そういう世間の声にもこたへまして、八百円という今回の免税点の引き上げは、屋敷し代としては少々足りない金額ではあるかもしれませんが、しかし、ただいま申し上げましたように、必ずしも屋敷し分というふうには大衆はこの免税点というものを理解しておられない。この免税点というものの性格の考え方を変つてきておりますので、これにこたへて今回免税点の引き上げを二百円するわけでございます。こういう意味からも、必ずしも免税点というもののために私どもも固執をいたしません。大衆課税というものをできるだけ防いでいきたい、こういう気持ちから免税点の引き上げもあわせ御審議をお願いしておるところでございます。

○河上委員 この問題は、幾ら議論してもどうも平行線をたどるようですけれども、やはり厳然たる事實は、三千円以上の飲食に対しては今まで一五%の課税がなされてきたものが一〇%に減税になったという、この事実であります。いかうに説明されてもこの事實は消えないわけでありませう。もしそれだけの減税をする余裕があるならば、それだけの財源があるならば、当然住民税の減税なりその他地方税の減税に回すべきではないか、こういうふうに私は思うのであります。

この話はこの程度にいたしますけれども、いまのようなあいまいなことでは非常に困るというのとだけ申し上げまして、次に移りたいと思つてます。

今度御提案になった地方税法を拝見いたしますと、来年に控へました万国博覧会関係で、外客への非課税措置が用意されているようであります。何うところによれば、これはオリンピックの場合にも同様の措置がなされたということでありませうけれども、一体こういうような措置がほんとうに必要なのだからどうか。またこういう措置をすることによつてどういうメリットがあるのだからか。またこういう措置が実際に実現に即しているのだからか。たとえば外国人と日本人とが一緒に食事をした場合に、片方だけ免税で片方は払うということになるのかどうか。同じ外国人でも前からここへ住んでいる者とか、またここへ来た者との間に区別をつけるのかどうか。パスポートとかなんとか提示することになっているのかもしれませんけれども、一体どういふことをやるのか。それによつて実際の程度の外客がふえるとお考へになつてくるのかどうか。一番大きな問題は、一体こういうことが国際博覧会条約なかで開催国として義務づけられているのかどうか。これらの諸点についてお聞きをしたいと思つてます。

○松島政府委員 今回の万国博覧会の開催に伴ひまして外客に対して宿泊及びこれに伴う飲食につきましても非課税措置を講じたのは、御指摘のありましたようにオリンピックの際の先例になつたものでございます。したがしまして、レストラン等におきます食事についてまで免税をするものではなく、宿泊とそれに伴う飲食についてだけの免税でございます。したがしまして、日本人と外人とが一緒にどこか料理店で食事をするという分を免税しようというものではございません。

なお、万国博覧会に關します条約等でそういうことは義務づけられているかどうかというお尋ねでございますが、それは義務づけられてはおりませ

せん。ただ、外国の、最近モントリオールなりプランスルなりで開かれた博覧会等の例を見ますと、そういう税がそもそもないところもございませう。あるいはモントリオールの場合にはあまりはつきりいたしません、万国博覧会の会場の飲食に対しては特別な措置を講じたという前例もございませう。それが直ちに日本におきます宿泊関係の免税に該当するかどうかということになりますと、多少問題はございませうけれども、ブラッセルの場合はこういった税金はございせんので、当然かかつてなかつたのはそういうことでございませうが、そういうような前例がございませう。

○河上委員 いまの話ですと、飲食税に關する免税についてはいわゆる宿泊に付随したものに限るというふうなお答えであつたように思ふのですけれども、そんなことになつたあと、ホテルへ泊まらない限りはそういう免税をしないということになるわけだと思ふのであります。それからまた、ホテルで飲食をいたした場合、ホテル内でその外客が日本人と一緒に飯を食うという場合もたくさんあるわけですから、そういうことになつたあと、一体この措置というものは具体的にどう適用されるのか。簡潔、合理化の精神からいって全く逆行するものかと思ふのであります。その点はいかがでございませうか。

○松島政府委員 この点はオリンピックのときと同様でございませうので、オリンピックの際の取り扱いにつきましても府県税課長から御説明を申し上げさせていただきます。

○森岡説明員 オリンピックの際にはかなり細かい手続をつくりまして、それを各都道府県に通達をいたしておりますが、お話を各都道府県に通達をいたしてあります。旅券を提示した点について、二申し上げますと、旅券を提示した点について、それによつて確認をするというふうなことをいたしております。

また、お話をいたしました外客でホテルに宿泊しておる方が日本人と一緒に食事をしたという場合につきましては、これは分離をして、外客分につ

いては免除、日本人分については課税、こういうことで取り扱うという通達を出しております。

○河上委員 民宿したような場合は、こういう恩典は与えないわけでございますか。

○森岡説明員 料飲税の課税は、御承知のように地方税法で旅館、ホテルその他これに類する場所における課税ということにいたしておりますので、民宿がきわめて短期間であり、旅館、ホテルに類するといふふうなことではない場合には本来課税問題が起らない、こういうふうな考へております。

○河上委員 そうなりますと、一体どういふ動機でこういう措置を講ずるのか。やはりこういうことをすれば、外客が万博にたくさん集まるというふうなお話であるのかどうか。また、こういうことをすることによつてどういふメリットがあるのかどうか。それについて政府の關係省、これは国際観光のことは運輸省でありますか。

○蜂須賀説明員 運輸省としましては現在国際観光振興の面から、外人客の誘致につきまして努力いたしておりますのであります。なお、先般のオリンピック大会、また今回の万国博覧会でございますが、こういう機会に外人客を大いに誘致して、そして日本を十分理解してもらひまして、今後日本の国際観光振興のために役立つようにしたいという考へでございませう。そういう意味で、今回もオリンピックのときと同様に優遇措置をお願いしたわけでございます。もちろん、この優遇措置によりまして何人外客がよけいに来るかということにつきましては明確には出ませんけれども、やはり海外宣伝をする場合に、万博協会有るいは運輸省で行なつております海外宣伝等におきまして、博覧会の宣伝をする場合にそういう点をよく織り込みまして誘致しているわけでございます。そういう面でもメリットはあると考へております。

○河上委員 いま国際博覧会条約というものを持っておるのでありますけれども、これの十八条、二十条を見ますと、博覧会の出品といひます

たしかあるんじゃないかと思います。たしか固定資産税について軽減をしていたんだかという通達を当該旅館の所在する市町村に出しているというふうに承知をいたしておるのですが、そのとおりですか。

○松島政府委員　具体的な、いまお示しになりました旅館がどうなっておるか、私承知いたしておりませんが、国際観光ホテル整備法に、国際観光ホテルにつきましては、地方税法第六条の規定の適用があるという条文がございます。その条文に

よりまして、市町村が条例をもって減免の措置を講ずることができるようになっておりまして、これはそれぞれの市町村が実情に応じて条例を制定をしているということです。

○山口(鶴)委員　そうしますと、軽減するかせぬかは、いわば地方自治体の独自の判断にまかしてある。それに対して運輸省のほうとしては、幾らまけなければいかにぬという強制がましいことは一切していないというように理解してよろしいわけ

です。ね。

○蜂須賀説明員　しておりません。ただ、これにつきましても、税法の適用がございますので、できればしていただきたいということを言っておりまして、別に内容については指示しており

ません。

○山口(鶴)委員 税務局のほうで、この点当該市町村がどういう状況にあるかというようなことについては、調査をしたことはございますか。また、局長のほうとすれば、特に強制をするという

ようなことはないわけでしょうね。

○松島政府委員　どの程度条例を制定したかという調査をしたものがございしますが、いま手元に資料がございません。私どもとして幾らやれというようなこと、あるいはやらなければならぬという

ようなことは指導はいたしておりません。

○山口(鶴)委員 けっこうです。

○河上委員 いまのお話にもうかがわれますように、どうもホテル業に対していろいろな恩典を与えることによって国際観光の振興をはかるといふ姿

ことが書いてあるのでございます。「外客に対する料理飲食等消費税の非課税措置を望む声はかねてから強く存在し、政府の諮問機関である観光政策審議会の答申（昭和三十八年二月）においても、非課税措置を講ずるようにとされている。し

現在の段階におきましては、オリンピックの際にそういう措置を講じたことでもございますので、御指摘のような問題はいろいろあるうと思ひますけれども、同様の措置を講ずることがこの際は適当であるというふうに考えております。

かし、自治省はこれに對し、(一)わが国においては、国税である通行税、入場税等を見ても明らかであるように、消費税で内外人を區別している例はない。また、主要各国においても、料理飲食等に対する消費税について、外人を特に優遇して取

○河上委員　まあ、いろいろ苦しいお立場はわかるのでございますけれども、理論的にはやはりちよつとおかしいということについてはいまだお變わりになっておらないわけでございますね。

○松島政府委員　これは、観光政策というような

り扱っている例はないこと。(二)非課税措置を講ずることによって外客が増加するという証明は何ら無い。納税者の個人々々について見れば、料理飲食等消費税額は僅少な負担であつて、外客の来訪の障害となるようなものではない。(三)料理飲食等のものをこの際取り上げるということとごさいま

消費税を非課税とした場合においても、外客が飲食等を行なったという事実の証明は困難であり、これに便乗して、他の者に係るものについて脱税される可能性が極めて多い。この結果、現在軌道に乗った徴税体制に再び混乱をきたすおそれがある。特に買戻率、国産品買戻率等の見直し、外客

○河上委員　まあ、観光政策というものは、本来、こういうこそくな手段を講じなくても外客が日本に喜んでやってくるというのが筋じやないかと思うのでございます。こういう税の公平とい

る。但外貨獲得、巨額収支改善の見地から、外客を誘致すべきであるとの意見もあるが、このようなことは、観光施設の充実、サービスの向上、宣伝の活潑化等によって行なうことが本来の姿であり、税を課さない措置を採ることとは不合理であります。

る。として、強く反対してきた。また、府県の税制調査会においても、ほぼ同様の理由から、外人に対する料理飲食等消費税の非課税措置の復活は適当でない旨の答申を行なっている。こう書いているのでございませうけれども、その後自治省は見解を更迭してついに、

○松島政府委員　そこいろいろなお述べになりましたような事項は、そういう問題があって、その上でこういう態度を出されたのだと思うのでありますけれども、そうした態度を変更されたことを非常に遺憾に思うのであります。ホテル業界の長角を交更されたわけでございますが、

といひますか、何か、そういうようなものがある種の圧力というように口にする事はないか、かと思ひますけれども、もし観光政策という点からするならば、これは明らかに邪道ではないだろうか、こんなふうには思ひますのであります。自治省政務次官いかがでございますか。

○砂田政府委員 自治省の基本的な考え方は、いまお手元にあります資料と変わっていない、私はかように考えております。ただ、万博を成功させるため、それだけの目的ではなくて、やはり日本の将来の国際観光振興、こういう観点からも、いま邪道とおっしゃいましたが、邪道とまで言い切れずかどうですか。一つの方法じゃないか。自治省としての考え方は、基本的には三十九年当時考えておりましたことと変わっておりませんが、政府全体として万博並びに万博のあとに続いてまいります日本の国際観光振興、こういう観点から、一つの手段としてとったわけでござい

○河上委員 この問題は、事は小さいようでも、ものの考え方という点から非常に大事な問題だと思ひます。オリンピックのときにはやむを得ずやった、したがって、今度は万博のときもこうする。しかし、国際的な会議とか行事というものは、今後日本において行なわれることが多くなることはあつても少なからぬことではないので、そうなりますと、これがやはり臨時の措置ではなくて、慣例から一つの原則として日本の税制の中に食ひ込んでくるおそれがあると思ひます。そういう意味におきまして、これは、自治省でせつかくこういふお考えであつたわけでありま

すから、やはり今後のことを考えまして、ひとつ腰を据えてもう一度御反省願ひたいと思ひるのであります。

問題はほかにいろいろございしますが、今回の地方税の中で、小さい問題ではありますけれども、原則的に非常に重要な問題を二、三あげて質問を続けてきたわけでございします。

最後に、今回の地方税改正案の中で私どもが非

常に遺憾といたしますのは、都市的な税源につきまして、昨年の国会の附帯決議で、衆参の両院にわたる附帯決議でございしますけれども、都市的税源の充実は今後努力する、明年度努力するということを決議いたしましたのであります。今、今回提案されております地方税におきましてはほとんど顧みられておられないのであります。全く顧みられておられないと言ひたいのであります。けれども、道路譲与税の配分の点において若干その意図は反映されておることは事実でございしますが、御承知のとおり、それを具体的に当てはめて見ますと、実質的には額の面から見ましてほとんど実効に乏しいものであるということ指摘せざるを得ないのであります。それは先般依田議員が数字をあげて説明されたとおりでありまして、合わせても全体として五十億くらいにかならないというような事実が指摘されておるわけでありま

す。自治省は、この衆議院並びに参議院の地方行政委員会において、「大都市については、その財政の実態にかんがみ、税源の充実を検討して明年度において具体化に努めること。」という附帯決議の趣旨に対して一体どういふ措置をとられたのか、またとらうとされたのか、その経緯について御説明いただきたいと思います。

○松島政府委員 御指摘の問題につきましては、私どもいろいろな角度から検討を続けてまいりました。一つは、都市計画税の充実という問題も一時は検討をいたしましたけれども、これは先回もお答えを申し上げましたように、都市計画税についての負担調整措置が明年度からなくなるというふうなことを考えますと、この際さらに税率の引き上げ等を行ないますことは、税負担に及ぼす影響というものがかなり重大であるということとを考へまして、これは見送ることにいたしましたわけでございます。なお、ほかに現在の府県税、市町村税を通じます、あるいは国税を通じます税源の再配分というふうな問題もいろいろ検討をいたしましたけれども、御承知のとおりこれにはそれぞれ利害関係が伴ひまして、なかなか一朝一夕に

実現したい面がございまして、今回具体的に取

り上げる段階まで至らなかったことはまことに私どもとしては残念でございします。しかしながら、いまだ御指摘のございました、少なくとも道路譲与税の問題につきましては、たゞいまだ配分方法の変更を通じてできるだけ大都市に傾斜的に増額がはかられるようにいたしたいというところで今回法律の改正案を提案いたしましたわけでございます。私どもといたしましては、附帯決議の骨子で十分におこたえするまでには至らなかったとは考えますけれども、少なくとも一歩前進という形をとって今後とも引き続き努力をいたしたいというふうに考えております。

○河上委員 御承知のとおり附帯決議では、明年度ということばと具体化ということばが入つてゐるわけですが、明年度ということばがいついつの程度これを重視されたのか。そのことは当然またこの次の、来年度に対する、今後に対する覚悟というものであります。これらの点について、明年度ということについて自治省はどの程度これを重視されたか、伺いたいと思ひます。

○松島政府委員 明年度具体的な措置という附帯決議でございましたので、昭和四十四年度においては少なくとも何らか、前向きとかなんとかいふことでなくて、具体的なものがなくてはならないというふうなことで、先ほど申し上げました検討を続けてきたのでございします。結果的には、その明年度における具体的措置としては道路譲与税の配分方法の変更ということでございます。すけれども、そういうつもりで、明年度具体的な措置ということと考へてきたということをおし上げておきたいと思ひます。

○河上委員 政務次官にお尋ねしたいのでありますが、この点について、政務次官として就任後初のお仕事だつたと思ひますが、その感想を承りた

いと思ひます。

○砂田政府委員 河上先生も私も大都市出身でございします。大都市の財政事情が非常に困難の度を

深めてまいりましたことは、御同様に憂慮して

るところでございします。

そこで大都市税制の問題でございしますが、私就任いたしましたから、昨年の国会の河上先生の御議論も速記録によつて拝見いたしました。大都市側の指定都市皆さんからの御要望もいろいろ検討いたしました。具体的に申し上げますと、たゞいま税務局長が御答弁をいたしました道路譲与税の配分のしかたを改めて、大都市に傾斜配分をしていくという問題が一つ、法人税割の問題が一点、料理飲食税あるいは娯楽施設利用税、こういったものを府県から大都市に割愛していつてはどうか、こういうふうなことをいろいろ検討をしたわけでございます。道路譲与税につきましても、先ほど税務局長が御答弁いたしましたとおりでございますが、ちよつとこまかい話になって恐縮でございしますが、たとえば四十四年度の指定都市の道路橋梁費、都市計画街路費、計画を全部合

ました法人税割にいたしましたも、また料飲税の問題にいたしまして、ただいま府県に税割として入っているものを取つてきて大都市に与えるのか、あるいは国税の法人税に合わせ国全体としての企業課税をどう考えていったらいいのか、こういう問題にぶつかったわけでございます。

私は、端的にお答えをさせていただきますが、党の方面でもいろいろこういうことを心配なさつて御検討いただいておりますが、やはり指定都市といふものの税収を考へなければならぬといふほうに重点を置かれる方と、地域社会住民のための仕事をいたしますその府県としての仕事量といふものがまだ十分ではないかといふほうに重点を置かれて考へる方もあるわけでございます。法人税割、料飲税等の問題について、四十四年度におきましては具体的な結論を出し得なかつたというのが実情でございます。

ただ、これからの問題といたしましては、大都市も含めて市町村税と府県税との伸びというものがこれだけバランスを失つてまいりましたことは厳然たる事実でございます。シャウプの勧告によつてしかれました税の目的がちよつと逆の結果をもたらしております。もう放置する段階ではございせん。よほど腹をきめて積極的に政府も対処しなければならぬ段階へ参つております。こういうことから、国と地方を通じます企業課税といふもののこの再配分の問題も含めまして、いままでは、どう申しますか、府県側に重点を置いての考へ方、市町村に重点を置いての考へ方、いろいろ各方面に御意見があるものでございまして、いささか自治省は憶病であつたといふことは、私はあえてはつきりそう申します。ただ、もうそういうことであつてはならないところに道府県税と市町村税とのアンバランスの状態がひどくなつてまいりました。したがういまして、こういうことを地方制度調査会あるいは四月から始まつてまいります税制調査会で、積極的にこういうところの御議論を十分していただきまして、府県税、市町村税のアンバランスは正のために、その

市町村税の中に含まれます大都市の問題、こういう角度から抜本的な再検討を四十五年においてはやりたい。国税の傾分まで立ち入つて、ぜひこれだけはやりたい、こういう意欲を私も持つております。また、その決意をいたしておりますことだけをお答え申しておきたいと思ひます。

○河上委員 いま政務次官から、都市の税源につきましても一つの姿勢といふか、方向を示されたことは非常にけっこうなことであると思ひのであります。御承知のとおり、単に一つの方向といふだけではなく、いま具体的なことをどうしたらいいかといふ問題に移らなければ問題の解決には役に立たないといふふうになつてきています。思ひのであります。たとえば料理飲食税等、消費税をどうするか。市町村に移譲するというようなことも、昭和四十五年度から考へてみるというふうなことも一つでありまして、先ほどの法人税割の税率を考へるとか、あるいは都市計画税の問題とか、そういうような点につきまして四十五年度から始めるためにも、今国会においてそういうことが具体的に討議されるべきではないかといふふうにも思ひのであります。税務局長がおられますけれども、これらの問題について、具体的に一つの案として妥当なことが論じられておるのか、あるいはどういふような方向でいけばそういう問題について寄与するかと考へているといふふうにお考へなのか。それらの点についてちよつと所見を述べていただきたいと思います。

○松島政府委員 現在の地方税法の中に規定されております税目の範囲内で、府県と市町村とをどうするかというふうな問題、あるいはさらに、現在の国税を通じて、国民負担の総額を増加させないといふような前提を置いてどういふものが考へられるかといふことは、私も常々いろいろの案をつくりながら検討はいたしております。しかしながら、問題は、そういう技術的な問題だけを解決すれば解決するといふことではなくて、もつと根本的に、国と地方団体、地方団体の中におきましては府県と市町村とのあり方をどう考へ

ていくかといふことを前提として税源配分をするかといふことに結局関連をしてまいる問題でございます。料飲税を半分持つていけばどうなるかといふ程度のことでございますれば、計算としてはそれはすぐ出るわけでございますけれども、問題はそういうようなところにあるといふよりは、むしろいま申し上げましたような基本的な問題をどう解決するかといふことに連なつてまいりますので、私も毎度検討はいたしておりますけれども、今日の段階までなかなか結論が出ていない、こういうような状況でございます。

○河上委員 先ほど政務次官からお答えもございましたが、これはわれわれ社会党におきましても具体的な案を用意し、皆さま方の前に提示したいと思ひのであります。単に附帯決議に述べられた一つの姿勢とか精神だけではなく、こしはひとつ具体的な分野に足を踏み入れるように、ここでお約束をいただきたいと思ひのであります。政務次官いかがでありますか。

○砂田政府委員 積極的な姿勢で取り組む決意をいたしておりますが、何さま大問題でございますので、各党の御意見ももちろん十分承りまして、それぞれ地方制度調査会あるいは税制調査会等、そういうところで衆知を集めてひとつ御検討をいたさう、そういう意味合いからどうぞ的確な御指導をちょうだいしたい、私どものほうからもお願いをいたしておきたいと思ひます。

○河上委員 最後に、なお一つ。都道府県民税の所得割といふのがあつたわけでございますけれども、この税率に關しまして、現在は百五十万を境として以下は二%、以上は四%というふうになつておるわけでございます。自治省は最近、料理飲食税の例を見ても、税率一本化がわりと好きのようでございますけれども、都道府県民税のこの税率は、公平という立場から、あるいは実情に即するといふ点から見まして、百五十万以上にもう少し累進性を加えるのが適當ではないかと思ひます。この点について自治省のお考へを伺いた

○松島政府委員 住民税の税率のあり方につきましては、御指摘のような、もう少し累進性を高めべきであるという御意見も確かにございまして、また一方、昭和三十九年かの税制調査会の答申にも示されておりますように、住民税といふものの性格からいって、税率はもつとフラットなものであるほうがむしろ望ましいという意見もございまして、それで、私もいたしましては、この税率の問題をどうするかといふことは、それぞれの税収入にも影響を及ぼしますし、また負担の上においても重要な影響を及ぼす問題でございますので、これについていま申し上げましたような、先生御指摘のように、もつと累進性を高めるといふ意見と、もつとフラットにしろという意見と、両方極端に相反する意見があるわけでございます。税率の問題は、この前も申し上げましたように、単に税率だけの問題にとどまらず、課税最低限をどうするかということも税率と非常に密接不可分の關係を持つております。課税最低限のあり方にかんしては、同じ税率でも累進性の高いものになつたり低いものになつたりするといふ面もございまして。

〔委員長退席、大石（八）委員長代理着席〕私どももいたしましては、両面をあわせて考へていかなければならぬといふふうに思ひますけれども、いま県民税の税率をさらに引き上げるといふことにつきましては、現在の府県税と市町村税のあり方、税収入の面から申しまして、あまり適當な措置ではないのではないかといふふうに考へております。

○河上委員 いままで何つておりますと、やはり地方税といふのは応益性といふか、応益主義といふか、そういうような観点から、税率はフラットのほうがいいという考へが全体に強いような気がするのですが、ただ、それが結果としてしまつて大衆課税といふ一面を強くしている。料理飲食税でもそうでありまして、都道府県民税の場合でもそうだと思うのであります。全体に大衆課税の一面が国税などでも強くなつておりま

す。今日地方税において、地方税の本質からいってそれは当然だというふうに居直つてしまふということは非常に問題ではないかと思うのであります。そういう意味で、都道府県民税の所得割の税率に關しまして、もう何段階かの累進税というものは全く考慮の余地はないということではちょっと困るのではないか、こんなふうに思うのでござります。政務次官はこの点についていかがお考えでございますか。

○砂田政府委員　地方税の応益主義というたてま
えは、これはそう簡単にくずせないと思うので
す。ただ、それはたてまえでございまして、非常
にたくさんございます。地方税それぞれにつきま
しては、やはり時代の変遷あるいは地域社会住民の
所得水準の変化、こういうことも考えあわせまし
て、河上先生のおっしゃるような御趣旨で常に注
意を怠らずに検討を続けてまいりたい、かように
存じます。

○河上委員　以上のほかに、いろいろな問題点があるように感ずるのでございますけれども、二、三の点にしぼりまして、私の質問を終わりたいと思います。

○大石(八)委員長代理 門司亮君。

○門司委員 私から最初に聞いておきたいと思ひますことは、大臣の地方税に對す説明について、次官にお聞きするのめいがかと思ひますけれども、お話し合ひの上で書かれたものに間違ひないと思ひますので、一応聞いておきますが、この大臣の説明書の中に盛られておるものを読んでみますと、この委員会がほとんど三年も四年もにわたつて、現状の状態では地方の自治体の財政需要が非常に變つてきておる。その中の最も大きな變わり方をしておるのは主として大都市である。同時に観光都市等もそれに含まれる。それと並に、やはり税財源の面から見れば、過疎地帯というものは当然税財源の面では非常にめんどやうなものが出てきておる。そこで、もう三年も四年も財政調整をどうするかということで附帶決議をつはておるわけですね。これがちつとも書いてないで

すね。これは一体何を考えになつて自治省はこういうことをやられるのか。国会の決議というものをどう考えておいてになるのか。この大臣の説明書を見てごらん下さい、一つも書いておりませぬ。国会はまじめに、毎年毎年何とかなるだらうということであれわれはこの決議をしておる。その決議が、この大臣の説明書の中にも十分書いてないというようなことで、一体委員会の審議が進められますか。これでは非常に私は残念に考える。この点について次官にお尋ねすることは少し酷だと思ひますが、次官の感想だけでもひとつ聞かしておいていただければ非常にけっこうだと思ひます。

〔大石(八)委員長代理退席、委員長着席〕

○秘田政府委員　大臣の所信表明には具体的に字句はございませんけれども、大臣の地方自治行政に関する御意見をいろいろ承っておりまして、やはり何といつても過密の問題、過疎の問題がこれからの地方自治の一番大きな重点であるという大臣のお気持ちを始め私拝聴いたしておりますので、決して大臣の心持ちにおきまして、国会の附帯決議を輕視しておるとか、そういう気持ちは毛頭ございません。過疎過密、大都市問題、こういう地方行政の中の最も重点を置かなければいけないことにつきましては、十分決意を新たにして大臣も取り組んでおるわけでございます。

○門司委員 私が冒頭に、そういういやなことを言いますのは、一体自治省は税収の推移といふものをほんとうに考えておりますか。もういいかげんで変えないと、どうにもならぬ時期にきておるのですよ。私の手元にいろいろな資料がありますけれども、これはおのおの多少の数字の違いは、とり方によつて違つておるようであります。要約して申し上げますと、昭和二十五年が御承知のようにシヤウブによる税制改正の年であります。したがつて、その年度から地方財政の最も窮屈であつたのは、大体三十年のころにどうにもならぬからというので多少改正をした。その次の地方財

政の大きな改革は三十八年であります。したがって、昭和二十五年、三十年、三十八年というものを基点にして、地方の財政が税制の面から見てどうなっているかということを詳細に計数をとってみますと、参考までに申し上げておきますが、昭和二十五年のときの状態というのはどういう姿になつておったかといふと、大体国税が六一に對して府県税は四七、市町村税が五一、こういう数字が出ております。これはシャウヴの税制勧告の中に明確に書いてありましたように、市町村が地方公共団体の基礎的団体である、府県はこれを包括した団体であるということが法律にもはっきり書いてあるはずである。地方自治法にははっきりそう書いてある。したがって、基礎的団体である市町村の財政を豊かにすることが、住民の暮らしをよりよくする。いまのことばでいえば、

いわゆる福祉国家ということばが使えるかと思いますが、福祉国家建設のために必要だということですが、こういう数字があらわれてきておる。したがって、その当時の状態は府県税一〇〇に對して市町村税が一七〇という数字が出してあつたわけでありました。ところが、二十五年から二十六年、七年と、いわゆる朝鮮動亂が起つて、そうしてだんだん世の中の景氣がよくなつてくるということになつてまいりますと、結局直接經濟に關係のあるのは國が守つていく、その次に經濟に關係のある事業税とかあるいは不動産取得税とかいうようなものについては、これは府県税として取り上げていくというようなことで、結局取り残されたのが固定資産税を中心としておつた市町村税であつて、これは世間の經濟の推移から当然そういう結果が出てくるのである。その結果の行き詰まりが、いま申し上げましたように昭和二十九年になつて國税一〇〇、都道府県税一〇〇という数字が出ておるが、市町村税は九四という数字が出ておる。ここで何とか改正をしなければならぬであらうという意見が出てきて、だんだん改正に踏み切つたわけでありました。

そこで、これまでの二十五年から二十九年まで

の間をとってみますればそういう結果が出て、ダウンしているのは市町村税だけである。あとはおのおのずっと伸びてきておる。たとえばこれは二十八年でありますが、国税は一〇一に伸びております。都道府県税が八九に伸びておる。市町村税は八七という数字にダウンしてきておる。そうしてその次の二十九年は、おのおの国税一〇〇、都道府県税一〇〇という数字が出てきておりますが、市町村税は九四という数字が出てきておる。これからずっとダウンしてきて、そして現状の姿を見ますると一体どうなっているかというところ、十四年度は、これは地方は財政計画により、国は予算面でありますが、国税が六二一、都道府県税が一〇六八、市町村税が五二五という数字が出ておる。非常に大きなアンバランスが出てきておる。

この推移をわれわれ委員会では十分検討をして、かくなるはずだ。ことに大都市行政はすでに行き詰まっておる。過疎地帯においても財源その他で行き詰まっておる。何とかこの辺で地方税制に対する改革をしなければならぬということが年々叫ばれてきて、年々附帯決議で出されておる。ところが、こしになつても何ら大臣の説明書にも触れてなければ、税制の中にも何ら改革を見るところがない。これは私は地方税を論議する前段で、内容どころの騒ぎじゃない。内容を幾ら検討してみたつてこれは直らない。これを直さぬ限りは、福祉国家なんということとは私はいえないと思う。この国の怠慢というか、自治省の怠慢というか、あるいは政府の怠慢というか、この数字は自治省も知っておるのでしょうか、この数字は予算を見てごらんさない。ことしの予算だけを見てもそういうことがいえるのですよ。これはことしの財政計画からくる予算を見てまいりましたもの、そういうことがいえるし、御承知のように、昭和四十二年度の決算から昭和四十四年度の財政計画を通じて見ましても、府県は三八・七％伸びておる。市町村税のほうは三一・八％しか伸びておらない。ことしでもそういう結果になつておる。

ういう状態を一体自治省のほうに真剣に考えておいてなるのかどうか。

そこで、私はこの機会に、時間もあまりありませんから率直に申し上げておきますが、本気で自治省はこのアンバランスを是正することをお考えになっておるかどうかということ。そして、約束をしてもいいのは、来年度の財政計画では、税の配分を変えるという確約をここでできるかどうかということ。これができなければ、私はどんなに内容だけ議論してみたくて始まらぬ。足らないものはやはり足りない。これは一体どうするつもりなんです。その点をひとつ明確に御答弁願っておきたいと思ひます。

○砂田政府委員 細部につきましては税務局長から御答弁させていただきますが、基本的には私も門司先生と同じ憂慮をいたしますことをまず申し上げておきたいと思ひます。

そこで、地方税制の改正でございますが、門司先生のいまお述べになりました資料を私も見ておりまして、小手先で直ることはないと思ひます。国税、府県税、市町村税を通じての相当な腹を固めて抜本的な措置を考えてまいりませんと、なかなか改革は困難であろうかと思ひます。それだけに自治省の事務当局といたしましていろいろ検討を続けておりますが、国民各位、各層あるいは各団体の御趣旨を相当きまかく伺ってまいらなければなりませんので、地方制度調査会あるいは税制調査会に、いま門司先生がおっしゃいました矛盾解決のための税制上の打開策というものを率直に御審議願う予定にいたしております。真剣に私も考えておるところでございます。

一つだけ、これは言いわけがましくなるかもしれないませんが、ただ、門司先生のお述べになりましたような税収のバランスが、府県、市町村の間で格差が広がってまいりました。いますぐ四十四年度からこれを根本的に直すような措置は、まだそこまで結論が煮詰まりませんので、道路譲与税等の配分の方法を変えて、税制上できる措置といましては、四十四年度から改正案に取り入れ

て御審議をお願いしておるわけでございますが、抜本的な改正ができませんまでの間は、交付税等でもこれは当然考えてまいらなければなりません。四十四年度の各団体の普通交付税をこれから御審議をお願いするわけでございますが、まだ、ただいまの段階では、具体的な諸数字を明確に把握することは困難でございますけれども、府県税、市町村税と申しますか、税収の伸びのアンバランスを地方交付税では逆の数字でとらえてまいりたい。四十四年度でおよそ府県分の交付税の伸びが一七％に對しまして、市町村あるいは大都市の交付税というものは二三％ないし二五％くらい、こういうことで、税制上の措置が抜本的にできずまでの間、その矛盾を交付税で補完をしていきたい、このように考えておるわけでございます。私も、いま門司先生がおっしゃいましたような矛盾につきまして、その解決のための税制の抜本的な改革について真剣に取り組んでまいる決意はいたしております。

○門司委員 いまの交付税でバランスを見ていこうという考え方は、私は一つの方法でもあらうと考える。交付税自身の性格からいえばあるいはそういうことがいえるかもしれない。しかし、問題になりますのは、それによつてこれが改正されるべき筋合いのものではないのでありまして、私がここでこれから先申し上げたいと思うことは、なぜこうなったかということの、一つの大きな原因としては、先ほど申し上げましたように、経済の推移によつて税収はかなり変わってくる。経済が伸びれば伸びるほど国と県は税収が増えてくるようにできておる。地方の自治体は固定した財源しか持つておりません。したがって、なかなか伸びない。シャウプのものの考え方の当時では、そういう固定したものを自治体に与えておいたほうが安全だという、いわゆる確定財源の確保が十分にできるというところで、固定財源を一つの確定財源の考え方で市町村に移したことは事実であります。彼の報告書にそう書いてあります。しかし、日本の現状はそういっておられないということ、さら

に、同時に、このシャウプの考え方は、その当時においては税法上の理論は正しいと思ひますが、実際には世の中がそういうふうに進んでおらないところに問題がある。それに対応させる必要がある。それで税制改正の中で、私はこの交付税で動かすことが一つの方法かと思ひます。しかし、それには限度があります。それと同時に、交付税がひもつきでないというたてまえをとりながら、最近往々にしてこれをひもつきの財源のように考えて、この間もだれかそんな答弁をしておりまして、こつちの財源がなくなつたからこれに使うのだというふうな、まさき補助金みたいな考え方で地方交付税をいじくる最近の癖がある。補助金とは全然違う、自治省の考え方は、そういう考え方がだんだん出てきて、何かの財源が足りなければ交付税でめんどろを見ろということになる。消防なんかそうでしょう。消防団員に対する手当をよくするということを大臣の説明書には書いておいて、予算には一円も計上していない。これを聞いてみると、交付税でめんどろ見ますなんていうことをだれか答弁しておるでしよう。交付税は補助金ではありません。そういう自治省のものの考え方自身に非常に誤りがある。あの答弁なども、大臣の説明、この消防法改正に対する質問書を見ると、予算が全然違つておつて、それを交付税に逃げるなんてあほなことがあります。税金だからどつちでもいって考えていらつしやるかもしれないけれども、筋が通らぬということ。不交付団体もありましようし、交付団体もある。消防団員の手当等について交付税でめんどろを見ておるからということ私はどうかと考える。交付税をひっくり返して見てごらんさい。

を考へるなら、どういふふうに移譲すればよろしいかということ考へられるべきだ。交付税が調整財源であることには間違いないので、調整することのためにそういうものをお使になるということとはさつき申し上げたとおりである。しかし、その配分については、さつき申し上げたとおり、消防法などの関係から見ると、何かあたかも補助金であるかのような考え方で答弁をなされておる。そこで、私は自治省のものの考え方をひとつ変えてもらいたいと考へる。同時に、地方税に對します一つのものの見方として、いまは国と都道府県と市町村との間における税収の調整のバランス、アンバランスであります。御承知のように、昭和二十五年をとつた数字はさつき申し上げましたが、最後は税制改革をいたしました三十八年を一応の基準にしてとつてみれば、国税は大体二三〇幾つくらいに伸びておると思ひます。これに書いてあります数字は幾つになつておりますか。府県税のほうは二五九という数字が出ています。市町村税は二〇二という数字が出ています。あるいは、これらの数字も念のために断つておきますが、四十二年までは決算で計算をしてある。四十三、四十四年は決算が出ておりませんので、これは財政見込みいわゆる国のほうは予算と、地方のほうは財政計画でやつておる。その財政計画の中には超過課税が入つておりません。したがって、四十二年の決算には超過額が入つた数字が出ておつて、四十三、四十四年にはそれを差し引いた数字とのバランスでありますから、私は必ずしも正確な数字とは申し上げません。決算が出ておりませんので、正確な数字とは言わぬが、いま言った数字は大体私は間違いないと思ひます。

を考へるなら、どういふふうに移譲すればよろしいかということ考へられるべきだ。交付税が調整財源であることには間違いないので、調整することのためにそういうものをお使になるということとはさつき申し上げたとおりである。しかし、その配分については、さつき申し上げたとおり、消防法などの関係から見ると、何かあたかも補助金であるかのような考え方で答弁をなされておる。そこで、私は自治省のものの考え方をひとつ変えてもらいたいと考へる。同時に、地方税に對します一つのものの見方として、いまは国と都道府県と市町村との間における税収の調整のバランス、アンバランスであります。御承知のように、昭和二十五年をとつた数字はさつき申し上げましたが、最後は税制改革をいたしました三十八年を一応の基準にしてとつてみれば、国税は大体二三〇幾つくらいに伸びておると思ひます。これに書いてあります数字は幾つになつておりますか。府県税のほうは二五九という数字が出ています。市町村税は二〇二という数字が出ています。あるいは、これらの数字も念のために断つておきますが、四十二年までは決算で計算をしてある。四十三、四十四年は決算が出ておりませんので、これは財政見込みいわゆる国のほうは予算と、地方のほうは財政計画でやつておる。その財政計画の中には超過課税が入つておりません。したがって、四十二年の決算には超過額が入つた数字が出ておつて、四十三、四十四年にはそれを差し引いた数字とのバランスでありますから、私は必ずしも正確な数字とは申し上げません。決算が出ておりませんので、正確な数字とは言わぬが、いま言った数字は大体私は間違いないと思ひます。

そうなつてまいりますと、先ほど申し上げましたように、全体の数字が非常にアンバランスになつておつて、これは私のところにも一つ資料が来ておりますが、これを各大都市の市民の一人当たり引き直してどういふ形で税金を納めているかということをとつてみますと、国税と都道府

昭和四十四年三月十八日

県と六大都市の關係を一応考え、さらに六大都市を除く市町村との關連を見てまいりますと、三十五年を一応の中心として、ごく最近の數字だけを見てまいりますと、税の一人当たりの伸びというものが、国税については三十五年が一〇五という數字が出ている。四十年が一〇〇になっておる。四十一年度は一一一という數字が出ておる。これは四十一年度でありますから、少し古いのであります。が、現在はいくらよりも大きい數字になっていると思う。これを一人当たりの税収の伸びに比較してまいりますと、国税のほうは三五二まで伸びている。都道府県は五五九という數字が出てきている。六大都市は三一四であります。六都市を除く他の市町村の税収の伸びは一人当たりが三二八であります。したがって六大都市の人口に対して比例いたしてまいりまして一人当たりの數字というのは一三一しか税収が伸びておらない。しかし市民の納めておりますのはこの一三一と都道府県税の五五九と国税の三五二を納めている。そこで自分たちはこれだけの一〇〇の税金を納めておって、配分が悪いことのために、税金はとられるのだが一向行政はよくならぬという市民の聲が出てくることは当然であります。市民一人一人に税制がこういふふうになっているからしかたがないのだというふうに説明するわけにはまいりません。納税者のほうは、一〇〇の納税をしておって、どうして市には金がないというのだらう、どうして満足な行政をやってくれないのだらうという不平が出る。市民の不平というのが直ちに行政に反映して、行政に協力が得られなければ地方行政はやっていけないことは次官も御承知のとおりです。国税は、多少の不満があらうと何があらうと、強制権を持っているから、府県も多少それに準じているからあれだけれども、市町村は市民が反対すればできない。財政が豊かで市民全体が協力してくれば、市町村の行政というものはかなり円滑に運営できるはずである。にもかかわらず、税制のこうしたアンバランスが出てきて、市民の不平というものが出てまいりますと、さっき申し上げま

したように、法律が悪いからと一人一人に説明して歩くわけにはいかない。ここに不必要な地方行政に対する摩擦といえますか、を結局もたらしめてきているということが非常にはっきりしている。無計画的にあるいは無方針的に伸びている大都市の行政需要あるいは財政需要というようなものと別に、やはりこういうものが考えられなければならない。そうしなければ地方の行政というものはどうしてもうまくいかない。財政面だけではありません、行政面でも困るといふこと、そういう点に對して、いままでの御答弁でははっきり私お答えいただくことができなかったのでありますが、一体どうしようと言われるのです。来年は抜本的にやられますか。どの税金をどうする、この税金をどうするといふようなことが考えられるか。地方税の中で市町村税と県民税とを税種目別に考えてまいりますと、かなり、何というかいろんな形でくつついてきた。したがって私は、この税種目を改正しようとするれば改正ができないはずはないというようなことは一応考えられるのであります。が、こういうものについて自治省は真剣にお考えになったことがありますか。もしその片りんでもあればこの機会に示していただきたいと思ひます。

○松島府政委員 先生がいろいろ御指摘ございましたように、府県税、市町村税あるいは国税というふうにとつて伸びを見てまいりますと、御指摘のとおり市町村税の伸びが最近特に鈍化の傾向にありますことは、まことに私どももいたしましたとしても憂慮をいたしているところでございます。

その原因は、いろいろございます。まず、何といひましても、これも先生の御指摘になりましたように、経済の發展にそのまづいていくような税金というものが市町村税に比較的少なかったというところが一つの大きな原因であろうといふことはいわれるのじやないかと考えております。たとへば昭和二十五年のシャウプ勧告で新しい税制ができました当時、府県税に自動車税、市町村税に自転車荷車税というような税金がございま

て、昭和二十五年当時の国内におきます自動車の数というのはきわめてしたものでございまして、その当時におきましては市町村税が十七億七千八百万円、一八％程度でございまして、それに對して今日から見れば、そんなものになで税金を取つていたのかと思はれるような自転車荷車税というようなものの税収入が二十九億でございます。すなわちシャブ勧告ができました当時におきましては、こういう車に対する税金というのをとりましても、市町村税のほうが府県税の倍に近いような数字があつたわけでございます。

ところが、その後の経済の発展に伴ひまして御承知のとおり昭和三十三年には自転車荷車税というようなものは廃止の運命に立ち至りました。一方、その後モータリゼーションの進行に伴ひまして、自動車税のほうはどんどん伸びを続けておりまして、昭和四十四年度の税収入見込みでは千二百六十四億という巨額の税収入が期待されるような税目に成長をしてきているということでございます。こういった面から見まして、市町村税に経済の発展についていくような税目が少なかつたということが今日市町村税の停滞してきている一つの大きな原因であろうというふうに考えております。

そこで、私どもといたしましても、何とかこの点を改善したいというふうに着えてきていろいろわけでございます。昨年度も御審議をいただきましたように、自動車の伸びというようなものも頭置きながら、自動車取得税というものをいろいろ調整させていただいたわけでございますが、その税収入の三分の二は市町村に回すというようなことによつて何とか市町村税の収入をふやしていきたい、かように考えて努力をしてきているわけでございます。

また 大都市問題につきましては、先ほど御指摘のありましたような附帯決議の趣旨も考えまゝで、一つでも二つでも解決をいたしたいというより、なことで、道路譲与税の配分方法について変更をいたしたいというようなことも考えてきたわけ

でございます。しかし、やはりこういうふうになつてきた原因が、市町村税の中に経済の発展についていくような税目が少ないというところに原因があるというようなことになるならば、やはり税制全体の再編成というような面から問題を考へていかなければならぬことは御指摘のとおりでございます。ただ、これは先ほど来政務次官もお話し申し上げておりますように、私どももいたしましたし、そういう検討は続けておりますけれども、何ぶんにもそうなりますと、影響するところも大きいわけでございますので、各方面にまたいろいろな意見がございます。そこで、こういう問題につきましては、地方制度調査会なり税制調査会ですらに審議もわずらわしながら私どももとり組んでいきたい、かように考えております。

○司委員　そこで、いまの答弁なんです、税制調査会だの地方制度調査会なんといつて逃げないうのはいいですよ。あなた方すぐそういう審議会に逃げるのだけれども、審議会の答申どおりやったことはいないのだ。逃げるときには使うのだけれども、都合の悪いときには使わない。あまりそんなこと私はここで言わねほうがいいと思う。それほど地方制度調査会、税制調査会が大事なもののなら、そのとおりやつたらいじやないですか。ちっともやらない。やらないで、答弁して逃げるのときだけこゝで使われるのはいかがかと思う。これからはあまりそういうことは言わねようにしてもらいたい。そういうことで逃げられたら私はどうにもならない。

それから財政面だけじゃないのです。実際
本来ならもう少し大きいところで見てもらいたいの
のだけれども、したがって、これは次官に聞い
ておきたいと思えますけれども、これは次官のほう
も御承知だと思えますけれども、ただ税収だけ
で——経済の關係の税が県にいつておる、国に
いつておるから、伸びが大きいというのじゃない
のですね。問題は、その下の行政面の中にあるの
です。行政面の中にあるということはどういうこ

とかと申しますと、たとえば大都市でなくても、よく言われております観光地帯などは、行政面からくる観光地帯の負担が非常に大きいのです。いろいろな施設をしなければならぬ。道路を一つ直すにしても、県でやらなければ市がやらなければならぬ。観光施設というようなものについては、大体市が請け負って仕事をしています。公園をこしらえなければならぬ。遊び場をこしらえなければならぬ。いろいろ施設をしているが、その施設は市がやらなければならぬ。大体市町村がやるが、そこから出てくる税収は、料理飲食税をはじめ娯楽施設利用税に至るまでみな県が持つていってしまふ。財政負担はしなければならぬが、それがちつとも実になつてこないといふところに一つの矛盾がある。こういうものを直す必要がありはしないか。

ことに最近のように、六大都市のようなところで、さつき悪口を言いましたが、非常に無秩序であるいは無計画なために、どんどんとまで発展するかわからないようになっておつて、行政が追いつかないような状態になっている。そういうときに依然として——しかし、それを何とか補つていくといふことで土地の発展を来たせば、その土地の発展からくる税金は、みな県と国が取り上げてしまふ。宅地が造成されてくると、その不動産取得税は県の税金なんですね。宅地とそれに関連した税金というのは、その一番大きなものは不動産取得税ですが、それを県がみんな一べんに持つていってしまふ。そして結局市町村に残されたものは、価格の千分の一くらいのところの固定資産税以外にはない。しかし、そこが発展するためには道路もつくらなければならぬ。学校も建てなければならぬといふことで、行政面からくる行政需要が非常にふえている。したがって財政需要も非常にふえている。しかし税制のほうは一向おかまいなしといふところに非常な無理がありはしないか。だから、やはり行政の膨張、行政が非常にふえて、需要が變つてきておるときには、これに並行して税制の改革をしていくことが当然

ではないかと考える。それが行なわれないで、ただ道路の問題がやかましくなつたからといって、道路譲与税を少しばかり市町村にやつてみたところで、それで解決のつくものではない。税自身というものをどうするかといふことを根本的に一応考え直す必要がある。そうして行政と税制、財政とがやはりマッチするような形をとるといふことではなければ、地方の自治体は納得しがたい、やりにくい。

ことに、何度も申し上げますが、大都市のごときは、むちゃくちゃに伸びているのである。横浜の例を一つとつても、小学校の教室不足は大体千といわれている。これを何で補っているか。お金がないから学校の敷地が買えませんから、ある財閥から敷地を借りて、そうしてプレハブの校舎でやっているとしよう。これを鉄筋コンクリートに直してごらんない、どういふことになるか。近代社会だ、近代都市だといふながら、市の行なつております教育の施設、教育の行政がプレハブでやらなければならぬといふことが一体いいか悪いかといふことです。そうして、さつき申し上げましたように、そうした地域における税収というのは不動産取得税ですが、これは県がみんな持つていってしまふ。料理飲食税についても——いま区画整理などを行なつて、そうして市街地の整理をやつてきている。繁華になればなるほど、区画整理の仕事は市の仕事ですから、市でやらなければならぬ。都市改造も市の仕事でやらなければならぬ。しかし、改造されてきれいな都市ができて、売り上げがふえてくれば、税収は府県のほうに持つていかれる、こういう形になつてくる。その間、県と市町村との間にいろいろ、私が言うようにぶつかりばうで、木で鼻をくくつたやうなものではないと思ひますが、お互いに話し合つてやっていると事実は思ひますが、調整のとれる限りは調整をとつてやっていると思ひます。しかし、根本的の改革が行なわれない限りは、あくまでも調整は調整であつて、満足なものではないと考へられる。そういう点を、いまの松島君の

答弁みにたい、税制調査会あるいは地方制度調査会に逃げられたのでは、これは決議倒れになるのは当然だと思ふ。だからこの際、そういうものを見るということが十分にできるかどうかといふことであります。

私がいま申し上げましたのは、単に教育だとかなんとかいふのではございせんよ。港灣の施設もそうでしょう。港の管理は当該市町村長でしよう。したがつて、港の管理に要する、あるいは港の建設に要するといふようなものは、市でやはり見ないわけにはまいりません。こういうことをずっと考へてまいりますと、行政面から見た財政との関係と、さらにその財政の上に乗つておられます税制といふものについての一連の検討がやはり行なわなければならないか。このことがいままでの答弁ではどうも私にはあまり感心できないのです。何とか言へば、どこかの調査会に依頼するとか、いやそれは交付税で見るとかといふことで、交付税だつてちゃんと制限がありますし、六大市のほうに、あるいは過疎地帯によけいにやれば片方が減るにきまつています。総ワタは大体きまつておるのです。自主財源とはいひながら、総ワタはきまつておる。しかも、きょう大蔵省の諸君来ておられますので、私大蔵省に対する質問だけは保留しておきたいと思ひますが、こういう実態がありながら、一体地方財政は豊かだなんといふことがどこから言えるかといふことです。こういう問題に対する自治省としてのお考えをもう一言聞いておきたいと思ひますことは、一体こういうものを、行政と財政と税制といふものを三つ並べてみて、そうしてこれでよろしいといふお考えなのか、あるいは自治省が、これも私は先に言つておきますけれども、ほうつておいても来年、再来年には地方の財政に計算するべき六百九十億というお金を大蔵省にお貸しになつたやうでありますから、これは一体そういうゆとりがあるといふやうなことをお考へになつておるのですか。私は、ああいうお金があるならば、特別の交付税として何も——特別の交付税は交付税額の五%ないし

六%でなければならぬといふことがあるかも知れない。しかし、こうした地方の自治体が、全行く詰まつてどうにもならないといふやうな過密地帯あるいは過疎地帯がある場合に、私は、特別の法律をこしらえて、配付ができれば配付したつてちつとも差しかえなないと思つてゐる。三月中旬にきめれば配付ができるはずである。自治省はそういう努力を怠つておる。そうして、もう配付の時間がないから、これは国に一応預けておいて、当然来年、再来年には地方に返つてくるお金だから、そのときに大蔵省から返してもらへばいいといふ、全く地方行政のあり方といふものは考へられていないのじゃないか。この点は私はきわめて残念に考へてゐるのであります。もう少し地方の自治体に対する考へ方を強く持つてもらいたいと思ふのです。これは次官からお答へ願うのは少し無理かと思ひますけれども、どうですか。次官にさつぱらんにお話し申し上げるのですけれども、そういうものを積み上げて考へていきますと、自治省といふ役所は何だかちつともわからないのです。悪口をここので言つと——会議録は委員長のお指図で取り消しになつてもけつこうです。から、私から露骨に言わしていただければ、自治省といふ役所は大蔵省の地方財政局くらいです。これは委員長の裁断で速記録消していただくことはけつこうです……

○鹿野委員長 消しませんから、どうぞ。

○門司委員 そういう気がするので、実際、自治省はやはりれつきとして、そうして全国、全国民を包括した福祉国家を建設する中心の役所です。その役所が何だか毎年そんなことをやつてゐるでしよう。この前は四百五十億ばかりちゃんと借りられたのでしよう。まるで大蔵省の地方財政局みたいな形で、大蔵省の主計局と太刀打ちできないやうなことで私はしょうがないと思つてゐるのです。大臣ですからね、大蔵省の局長さんじゃないのだから、その辺はもう少しこの辺で考へていただきますと、ことしの財政計画を見てまいりまして、これで満足な仕事はで

きません。そうして傷はだんだん深くなつていき
ます。傷が深くなるといふことは、私が言うより
もあなたのほうがよく知つてゐるだらうけれど
も、公債費はだんだんふえておきます。しかも、
最近の公債については、利息が少し安いからとい
う話もありますけれども、大阪においても、名古屋
においても、すでに外債をとつておるでしよ
う。国の外債に対する考え方、私は一つあります
けれども、それは外国との取引をする上において
は、多少の外債があつても、外交上の一つの行き
方として、友好関係を結ぶために多少のお金を借り
ておるといふことはいえるかもしれない。しか
し、地方の自治体まで外国からお金を借りるとい
うことが一体いいのか悪いのかといふことです。
そして、国内には御存じのように、国債を発行し
てゐる、しかし利息が違ふのです。国内の公債の
利回りは大体六分八厘か六分九厘といふこと
と思ひます。ドイツから借りれば少し安いといふこ
とですね、金利が安いから外国の金を借りてくる
のです。こういうたてまえだと私は見ておる。ま
た、そういうことを市会においてちゃんと報告が
出しておる、借りてきましたけれども利息がこれだ
け安いのでございまして。こういう地方の自
治体がお金がなくともお金を借りるのも、日本政
府で借りるよりも外国の政府から借りたほうが安
いのだという印象を与えるのはどうかと思ひます。
円の価値の關係も將來ございまして、戦争が
あるようなことは考えませんが、かつて御承知の
ように、日本で一番困つた外債は、震災のときの
米貨公債に、米貨公債、米貨公債は政府が借りて
おつた金、それを横浜市の肩がわりをして払えな
くて、一億五千万ばかりかか金でしたけれども、
どうにもならなくて、東京開港をとうとう許した
といふ事実がある。東京都が借りておる米貨公債
は、戦争後やつと始末がついたでしよ、震災か
ら何年かかつたか。こういう市民に対する悩みに
いふものが、外国のお金を借りるといふとき
には、いまはないと言つておられます、安心だと言
つておられますけれども、ないとは限らないといふこ

とと同時に、日本政府を信頼するが、外国から金
を借りたほうが安いといふことが一体よろしいか
どうかといふことです。こういう点等について
も、いまの点についてはどうにもならないので、
ひとつ次官から、この際もう一言聞いておきたい
と思ひますことは、そういう財政上の――三つ並
べた検討を政府は一体真剣にどこまでおやりにな
るかどうかといふことです。

私がここで要求しておきたいと思ひますこと
は、そういう新しい角度からくる地方の、いまの
委員会にまかせるとか、あるいは税制調査会に頼
むとかといふようなことではなくて、自治省自身
がそういうものを研究されておる、自治省内には
御承知のように財政關係の委員会がございまして
か、あそこで一体どういふことをされてゐるの
か。自治省の中には、いまだが委員長が、荻田
君が委員長が知りませんが、機関は幾つか持つて
おられます。あそこはただ交付税の配分だけきめ
ておるわけではない、やはり税制全体、経済全体
について検討されてゐるのではありません。そう
いふものをひとつこの機会に明らかにしていただい
て、將來こうした問題に對してどう対処するかとい
ふことについての、通り一べんの説明ではなくて、
具体性のある答弁をこの際いただければ幸ひだと
思ひます。

○砂田政府委員 非常に重要な、また数多くのお
話でございまして、御承知のように、たゞいまの
国、府県、市町村、それぞれの税収がアンバラ
ンスになつておられますことの根本的な解決は、税制
の面だけの問題で片づく問題ではございませ
ん。先生の御説のとおりでございまして、行政面のそ
れぞれ措置がなければ解決するものではないと考
えております。

いま観光地帯の例を引いてお話しになつたので
ございまして、やはり府県と市町村との行政事務
の配分の問題も当然からんでくることとございま
す。あわせ検討してまいりませんと、先ほどから
御議論のありますような、それぞれの税収の抜本
的な解決策といふものは、税の面だけ取り上げて

も正しい答えは出てこないといふことは私も承
知をいたしております。先ほどから先生の御高見
を拝聴いたしております、私も全くそのとおり
であるという感じを受けたのでございします。

ただ、そういう税の問題、行政面の府県、市町
村の事務配分の問題等、それぞれ長いしきたり
やつてまいりましたものを、こちらからあらへ
移すといふふうなことも考えなければならませ
ん。それだけに、關係いたします団体等、それぞ
れの御意見も承つて、そういう意味合いから実
は調査会等の御意見を承つて、自治省としての最終
的な決心をしていきたいといふことを申し上げて
ゐるのでございまして、門司先生、これは逃げる
わけでは決まらぬとございまして、積極的になら
ないという積極的な気持ちからでございします。す
でに地方制度調査会には行政面のことにつきまして
諮問を發して御検討をいただいておりますところ
でございまして、地方制度調査会には国会の先生
方もまた委員としてお入りをお願いしております
ので、こういう場でのいろいろな御意見をぜひと
も聞かせていただきまして、自治省の決心を固め
ていきたい、出したい、かように考えておるわけ
でございします。

なお、先ほどから外債のお話もございました。
地方自治体が、金利が安いからといつて外債に依
存しなければならぬといふのは、私は基本的に
は好ましい状態と思ひません。たとえば、公営企
業金融公庫の業務等が拡充することができました
ならば、公営企業金融公庫はただいまのところ大
都市は貸し付け対象になつておりません。こうい
う公庫の業務の内容の改善あるいは金利の引き下
げ等がございしますならば、外債に依存する必要も
たなくなつてくるのじゃないだろうか、そういう
方向でやはり私も改革する決意で、ただいま
せっかく努力をいたしておるところでございま
す。

港湾の問題、大都市の問題、門司先生、私も大
都市の住人でございしますので、先生の御意見には

わが意を得たりといふ気持ちを持ちながら伺つて
おりました。調査会におはかりをしようと申しま
すのは、逃げるような気持ちといふことでは頭固
ございせんことだけは、どうぞ御理解をいただき
たいと思ひます。

○門司委員 きょうは大蔵省は来ておいでになら
ぬそうですから、大蔵省の問題は残しておきた
い。

それで、いまの次官の答弁ですけれども、私は
もう時間もあまりございせんが、来年はこれは
改正できますか。一年おくれれば一年おくれるだ
け結果は悪くなります。これはよくはなりませ
ん。だから、改正案はもういろいろ考えられて
ゐる。しかし、冒頭に少しおこつて申し上げまし
たように、何回決議をすれば自治省はそれをや
てくれるのかといふことなんです。まるで委員会
は決議倒れであつて、実行は一切されてない。こ
れではまるで――ことしもおそらく決議しないわ
けにはいかぬでしよ、実情が実情ですから。自
治省がやつてくれないから、ことしははおかぶり
してわれわれは逃げるわけにいかぬと思ひます。
そうするとまた来年もこういう議論を繰り返さな
ければならぬといふことになる。あまりいい結果
じゃないと思ひます。だから、ここで約束願ひたい
と思ふことは、私は何も私が大都市の出身だか
ら大都市のことだけを言うわけではありませ
ん。六大都市もありましようし、それから、さ
き申しました例の温泉地のようなところの市町村
も勘定はできますし、それから過疎地帯におい
ては税収がほとんどないと言つていくくらいであ
ります。どうにもならない状態になつておる。そ
ういふものをひくくする、ほんとうの意味におけ
る地方財政の公平な運営のできるように税制改正
を抜本的にやつていく。そして、やともしれば
交付税でやるからといつたところで、交付税と
いつたって限度がありまして、無制限にあるわけ
ではありませぬ。こういうものも、きょう次官に
こんなことを約束させるのは無理かと思ひますけ
れども、それだけをきょうはつきり約束しておい

てもらわぬと私は引き下がるわけにいかぬと思うのです。皆さんも言いたいだらうけれども、与党のほうからあまり言うと思ひだらうから、私が憎まれ役を買って、言うだけは言っておきたいと思ひますけれども、来年これは改革できますか。

○砂田政府委員 いずれこの税法の審議中、大臣も当委員会に当然出てまいりますが、大臣としての見解も表明なさると思ひますが、少なくとも先ほどから私が答えを申し上げておりますように、逃げる気持ちは毛頭ございません。ただ、問題がいかに自治省だけで解決できない問題もございいます。府県、市町村それぞれ団体の御意見も相当きめこまかいところまで伺つてまいらなければ簡単に片づく問題でないことは門司先生の御承知のとおりでございます。積極的に努力をいたしますことだけははっきりお答えいたしておきたいと思ひます。

○門司委員 いまの積極的な努力をするということ以外に次官としての御答弁はできないかと思ひますけれども、もう一つこの際にそれに欠かすことのできない問題としてお考えを願つておきたいと思ひます。これは、例の自治省がいま考へておいでになります地方自治体のあり方を変えようとする一つのたくらみ、というところもおこられるかもしれないけれども、陰謀があるようであります。一つは府県の合併というように考へられておる。一つは広域行政圏というものを考へて、ときどき自治省の諸君がいまいろいろな雑誌や何かに書いて盛んにPRしているようにございいます。これらの問題とこれは関連性が絶対にないわけじゃありません。私はそういうことを実は心配するのであつて、単にいま大都市が困つておる、あるいは過疎地帯が困つておる、あるいは観光都市が迷惑をしておるというだけではありせん。で、自治省のほうではそういう行政改革——行政の事務的改革でなくして行政区画の改正まで触れようとしておる。そうなつてまいりますと、ますますこの問題は大きな問題になつてまいりまして、単にここですべて私がお話しをしたような

ことだけでは済まされないようなことになりはしないか。そうしてこの次に出てくるものは、おそらく私は、いまの自治省の案を正直に読んでそのまゝ解釈してくると、結局で上がったものは行政的にはきつめて強い官僚統制が生まれてくる。したがつて、地方財政の面についてもその官僚統制を受けて、そして自主財源というふうなものに対する考へ方というものは当然変わつてくる。その辺を私は非常に心配をいたしますので、行政改革について、この機会に、これはちよつと地方税法とは違ふようだけれども、一応念のために聞

いておきたいと思ひますが、どういふお考えをお持ちになつておるのか。これはあとで地方自治法の改正が出てきておりますので、そのときにかなり詳しく聞く必要があるかと思ひますが、この辺のかね合ひもやはり考へておいていただきませんと、事実上の問題として非常にやりにくい問題がまた出てきはないかという気がいたします。その辺について一言だけでよろしうございいますから、ひとつ御答弁を願へれば幸いでござい

○砂田政府委員 ただいま例におあげになりました府県合併にいたしまして、広域行政圏の問題にいたしまして、自治省の考へる地方公共団体に押しつけるというふうな考へは毛頭ございせん。府県合併の法案もいづれ御審議をいただくことに相なるかと思ひますが、その節にまたお答えができる機会があると思ひますが、少なくともいま門司先生がいられる御心配になりました官僚統制の色彩を強めていくということだけは絶対にさせません。大臣も政務次官も官僚が代々なるわけではございせん。官僚統制というふうな方向へは断じて進ませませんことだけははっきりお約束をしておきます。

○門司委員 これ一つだけで終わります。いませつかく御答弁をいただきました。これから先は、いづれ法案の改正のときに聞けばよろしうございしますが、私が心配しておりますのは、税法とからみ、財政とからみまして、広く

なつてくればくるほど、いまの日本の行政の面では、知事さんは一人です、どうしても知事さんの配慮というふうな中で、ものにはおのの限度がありまして、十分に目が行き届かなくなつてくる。そこに出てくるものは当然官僚の支配であります。これを補うのは官僚の支配で補つてくる。形はそういう形で出てまいりますが、実際は官僚が上について、知事さんは何かロケットみたいにならざるを得ない傾向が出てきやしないかということであり

もう一つは、いま計画されておりますようなものが出来てまいりますと、ここではそれが中心でそれがやるかという事です。いわゆる広域圏といふ一つの大きな広域の中にいろいろな市町村が入つてまいりますから、この統制と運営をだれがやるかということになる。大体自治省の指図どおりに動くようにはしないか、それを官僚統制といへばいいのではないかと私は考へておるの

であります。したがつて、税制を論議いたします場合にも、それらの問題を十分に勘案していただきますと、税制自体の改正に誤りがあつてはならないと思ひますので、これ以上きようは質問いたしません、ひとつ氣をつけておいていただきますと思ひます。

委員長にお願ひいたしておきますが、きようは大蔵省が出てきておいでになりますので、大蔵省に対する質疑だけは保留させておいていただきたいと思ひます。

○鹿野委員長 承知いたしました。

山口鶴男君。

○山口鶴男委員 ただいままでわが党の委員、さらには民社党の門司委員から、地方税に関する各面について質疑がございました。一貫しておりますことは、私も去る五十八通常国会におきまして地方税法を審議いたしました。法律案を委員会で上げますときに付しましたところの附帯決議の問題であります。五十八通常国会におきましては、地方税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議といたしまして、四つの附帯決議を付したわけであり

たわけであり。政務次官も十分御案内のとおりであります。第一が、住民税の課税最低限を、所得税の課税最低限に近づけるために、さらに引き上げにつとめていただきたいということ。それから、自動車取得税の免税点について検討を加え、明年度においてこの免税点の引き上げをはかること。それから、三番目といつたしましては、大都市については、その財政の実態にかんがみ、税源の充実を検討して明年度において具体化につとめること。それから四番目が、固定資産税の税率に関する自治大臣の指示については、慎重を期すること、という四つでございました。このうちの特に三番目の、大都市に対して、財源充実を「明年度において具体化に努めること」といふ附帯決議につきましては、遺憾ながら実現をいたしておりません。一番と二番の住民税の課税最低限の引き上げ、それから自動車取得税の免税点の引き上げにつきましては、私たちはきつめて不十分であると思ひますが、若干前進した面は私どもも認める

ところで、私のほうから資料をお願いいたしました、きよう資料が届きましたのでありますが、大都市財源については「明年度において具体化に努めること」といふ附帯決議をつけたにかかわらず、今回の税法改正で出ております点、また自治大臣が地方税法改正にあたりまして行ないました趣旨説明におきまして出ておるところは二カ所であり

一つは、宅地開発税を創設をして、大都市及びその周辺の自治体に対して若干の財源を付与したということが一つ。それから、地方道路譲渡と税における道路の延長及び面積の補正に關しまして、大都市に対してある程度有利なような改正を行なつたといふことの二つであります。

お尋ねいたしますが、道路譲渡と税の改正にあつた、一体幾ら大都市に税源として付与されることになるのか、それからまた、宅地開発税にあたりましては、これはちよつと算定しにくいかなと思ひますが、これはちよつと算定しにくいかなと思ひますが、一応自治省として、おおむね幾らくらいをお考へになつておられるのか、

を乾留してとるさく酸のほうに非課税から出す
て電気ガスを税を取る。そうして揮発油を原料とす
るさく酸については電気ガスを税を免除する。揮発
油を原料とするものというのは、常識から考えま
して石油のコンピナートにおきまして石油の精製
過程等から出ます揮発油を原料としてつくるさく
酸ということになるでしょうから、言いかえま
すならば、この揮発油を原料とするさく酸は大企業
が製造するさく酸、それから木材を原料とするさ
く酸は、これは残念でありますが中小企業が製造
するさく酸、こういうことになるかと思うので
すが、どうですか。通産省お見えなんでしょう
う。

○島田説明員　いまのお尋ねの点につきまして、

ては、一体どういふ税金として考えるかということについていろいろの御意見がございます。

私もかつて検討いたしましたのは、火災保険会社に対して、火災保険料の一定割合を課税標準にして、消防施設税として課税をするというふうな考え方でございます。これに對しましては、火災保険というものは本来損害発生額と見合せてきめていかなければならないものであつて、火災保険に余裕があるということであれば、本来保険料を軽減すべき性質のものである、もしもその軽減できる範囲以上に税が課せられるということになれば、結局火災保険加入者に転嫁されるという税金になるのではないかと。もしもそういう税金ということになれば、消防施設税を納めるのが火災保険の加入者だけであるというのはおかしいのではないかと。いろいろな議論がございます。それに対して、いや火災保険の加入者に転嫁するということを必ずしも考える必要はない、火災保険会社がもうかっているのだから、その収益に課税をするのだという考え方をとるべきではないかという意見もあります。しかし、収益に対する税ということになれば、これはそれ自身事業税、法人税というように形にはなじまないのではないかと。消防施設税という形にはなじまないのではないかと。意見もございます。さらに、その内容を一概して、家を持つてゐる人が全部火災消防の利益を受けるのだ、こういう観点から税を考えるべきだという意見もございます。そういう観点から考えますと、家を持つてゐる人にかけるといふことになると、一種の固定資産税の割り増しのような形になるわけでもございます。そういう形のものになりますと、そもそも消防施設税というよりは固定資産税のあり方それ自体をどうするかという問題に変わつてきて、それ以上家屋に対する負担を増すのは適當でないという意見があるわけでもございます。

このようにいろいろな意見がございまして、私もそれらのそれぞれについて今日まで検討を続けてきてゐるわけでもございますけれども、そのいづれにも結論を出しかねておるといふのが現状でございます。

○山口(鶴)委員 いまのようなお話しはしばしば伺ひをしてゐるわけです。

そこで、私はお尋ねしたいと思うのですが、かりに保険会社が徴収しております保険料が一〇〇であつて、現にこの保険金として支払つておるのが三〇ないし四〇程度である、その間に六〇の差があるというふうな場合には、これはその六〇の相当部分を保険料の引き下げに充て、そしてその残つた若干の部分を消防施設税として市町村の税源として付与するということであれば、いま松島局長が言われたようないろいろな場合を想定して、それに対する反論等についてもある程度満たし得るのではないかと。いふに私は思ふのであります。もしかりにそのような状態であつたら、松島局長、一体どうお考えですか。

○松島政府委員 保険料の収入が減つて支払い金額が三〇ないし四〇であつた場合に、その残りを税の部分と火災保険料の引き下げと両方に適當に案分するといふような形で考えられないかというところでございまして、私ももととしては確かに一つの考え方であると思ひます。ただ、私もそういった話をしてまいりますと、反対意見といひましては、六〇下げられるならば六〇下げたらいじやないかという御意見もあるわけでもございまして、六〇下げないで、六〇のうちの一〇をとるといふことは、結局下がるべき保険料が下がらなかつた、そのためによけい取られたのは火災保険に入つておる人たちだといふ御意見があることをつけ加へさせていただきます。

○山口(鶴)委員 一〇〇のうち八〇くらいを保険金として支払つておる。残りは二〇程度くらいしかない、そういう場合は、残りを保険料の引き下げに充てるといふことは私は當然だと思ふのですよ。ところが、私は極端な場合を言つたわけでありまして、それと、一〇〇の場合三〇ないし四〇というふうな著しい格差があります場合に、五〇なら五〇の、あるいは五五でも五七でもいいです、

引き下げに充てて、若干部分を消防施設税として徴収するといふことであるならば、いわば保険料が半分以下に下がるわけですから、したがつて、なおかつ利益があります部分について、剰余のあるものについて税を課するといふことでもあります。ならば、これは国民感情その他からいつても決しておかしい話ではないと思ふのですが、どうですか。

○松島政府委員 いま御指摘の問題、火災保険の経費といふのは非常にむずかしくて私もいろいろとはなかなかわかりかねるわけでもございまして、保険料と支払い金額だけで差し引きがでないのでございまして、責任準備金とかいふような形があるようでありまして、その辺は私あまり詳しく存じませんので別といたしまして、いま御指摘の二〇をとるといふことであれば、本来事業税あるいは法人税といふもので税を納めてもらつていふものでございまして、それがそうでなくて、やはり加入者に還元すべきものだということになりまして、還元すべきものの一部だけと加入者についてだけ税金がかかるというふうな形になるということについては、それなりの問題点はあるように思ひます。

○山口(鶴)委員 仮定の問題ばかり言つてもしょうがないから、大蔵省の松永保険第二課長さんが見えですね。

そこでお尋ねいたします。昭和四十二年における火災保険の保険料が幾ら上がつて、そして昭和四十二年に払い出した保険金は一体幾らでありまして、それから過去五年間にわたつて徴収をいたしました保険料の金額の合計と、それから払い出した保険金の合計、それぞれ幾らになつておりますか。

○松永説明員 最初の昭和四十二年における保険会社が火災保険において契約しました保険料と、支払いした保険金が幾らになつておるかというところであります。火災保険料が全社合計いたしまして千三百五十億、これに對しまして支払

いたしました保険金が四百五十九億、率で申しますと三四%でございまして、過去五年間のものは合計を出しておりませんので、後ほどお出しいたしますが、(山口(鶴)委員「概算でいいです」と呼ぶ)各年度別に実はわかつておるわけでありまして、あるいは率で申してよろしうございまいしうか。

○山口(鶴)委員 率で言つて下さい。

○松永説明員 率だけで申しますと、昭和三十八年度三三・二%、三十九年度が三五・七%、四十年が三四・四%、四十一年が三一・七%、それから先ほど申しましたように四十二年が三四%でございまして、損害保険会社の収支を見る場合は、これだけで見るとまいいりませんことは当然のこととありますが、まず保険会社が経費として使つた事業費があります。これも率だけで申させていただきますと、三十八年度五一・四、三十九年度五〇・七、四十年度五〇・一、四十一年度四七・五、四十二年度四五・二%でございまして、これがさつき申しました収入保険料に対する率であります。要するに収入に対する率、この事業費は要するに代理店が契約を募集してまいりまして、代理店の手数料といふものがありまして、これが約二四・五%、残りの約二割ないし二五%が保険会社自身が契約の維持管理とか、保険金支払いに至るまでの全体の経費で使つてゐるわけでありまして、しかし、そのほかに、先ほど通産省からちよつと言われましたように責任準備金、非常に技術的な問題を言つておられましたが、あるいは支払い準備金といふものを積み上げて、各年度末に要するわけでありまして、これは御存じのとおりと思ひますが、要するに三月三十一日に保険会社は決算しておりますが、その時点において、契約はつておりますが火災の事故は発生してないという責任期間がまだあるのです。これが責任準備金でございまして、それから支払い準備金と申しますのは、三月三十一日現在においてすでに火災が発生しておる、しかし事務的な手続でまだ保険会社から契約者に保険金が払われていない、こういうものが

○佐久間政府委員 私どもも火災保険会社から消防施設の充実につきましてさらに積極的な御協力を得たいという気持ちは持っております。最近の五年間の火災の件数その他の数字を見てみしても、火災件数は、年々、多少のどこぼはございますが、微増いたしており、またそれに応じて損害額もふえております。たとえば一件当たりの町村面積などにいたしますと、五年間に約二割減少いたしております。これはやはり消防力が充実した結果であろうと思っておるわけであります。

そこで、消防の目的税が取れますならば、それ

しかも全国の消防団の人たち、あるいは常備消防の人たちが血もどろの努力をして、そうして火災防止に当たっている、そういうときに、一方でその努力によって火災保険会社のみがどんどん太っているということは、私は国民感情としても許せぬと思うのです。したがいまして、この問題はさらに引き続いて議論したいと思います。きょうのところは一応これで打ち切らせていただきます。と思います。

○鹿野委員長　次回は明十九日午後一時から理事会、一時三十分から委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

はたいへんしあわせでございますが、先ほど来お

午後一時五十四分散會

話のありましたように、いろいろこれについてはなお検討すべき難点があるようでございます。そこで、私どもとしては、ほかの方法で、たとえば起債のワクをふやすとか、あるいは地方団体に対する施設の寄付のワクをふやすとか、あるいは損保償の利率の引き下げをするとかいうようなことに努力をしているわけでございますが、この利率につきましても、七分二厘でありましたものを、昨年これを七分に引き下げましたが、これもさらに政府債並みにぜひ引き下げてほしいということで現在折衝いたしております。いずれにいたしましても、もっと火災保険会社のほうから消防に対する協力をしていただきたいという気持ちを持っている次第でございます。

○山口(鶴)委員　いろいろお話がございましたが、貸し付けだって八分とか九分というような高い率でやっているわけであって、私はどうも解せない気がいたすわけです。時間ですから、私はこの問題は、委員長、とにかく保険料のうちの保険金として支払っているのが三分の一以下なんです。そうして事業費というのが、これはどのようにだってできるわけでしょう。広告をたいへんすれば、その事業費はどんどんふえるわけです。したがって、これはどうにも操作のできるものだと思います。こういう状況の中では、一方ではやはり保険料引き下げに努力すると同時に――

昭和四十四年三月二十六日印刷

昭和四十四年三月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局